

総務市民文教委員会記録

1. 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第89号 平成24年度光市一般会計補正予算（第6号） （教育委員会所管分）

説 明：原田教育総務課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

一点お尋ねをいたしますが、22ページの小学校の中央棟の給水管の布設工事ということで、赤水対策で取りかえるということですが、今、小学校、中学校で、例えば上に水を貯めて下ろしてくるような仕組みの部分の工事と考えていいんですか。

○原田教育総務課長

おっしゃられるとおり、高架水槽からで、高架水槽まで一旦上げてそれから流下する形でございます。

○森戸委員

市営住宅なんかもそうですが、大体そういう構造のタンクといたしますか、高架水槽、順次切りかえられている状況だと思うのですが、小中学校では、そういうタンクの修繕含めてはどういう状況なのかね、ほかの学校も含めて。

○原田教育総務課長

直圧にしているところもありますが、ただ、校舎の建築年度等で直圧にすると水道管の漏水とかの懸念があるところについては、高架水槽のままで利用しておるという形です。

○森戸委員

浅江小がどのくらい経っているのかわかりませんが、そういうタンクに関しては点検とかはしてらっしゃるのですか。

○原田教育総務課長

法定点検が義務づけられております。1年に1回はしております。

○森戸委員

今後、耐用年数どのくらいあるのか知りませんが、順次取りかえていくこととかも含

めて計画的なものはあるのですか。

○原田教育総務課長

年次的な計画は現在のところ持っておりません。ただ、おっしゃられるように、高架水槽、水槽自体にも耐用年数がございますから、それも含めて高架水槽を取りかえるか、あるいは給水管も含めて取りかえて直圧にするか、そのあたりは費用対効果も含めて検討していかなきゃいけない課題とは考えております。

○森戸委員

子供たちのことでありますので、よく調査をされて御検討いただけたらと思います。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○加賀美委員

2件ほどお尋ねいたします。

4年ぐらい前からでしたけどね、浅江の小学校の空き教室を使って陶芸教室をやっていたわけでありましたが、それがいろんな問題で訴訟問題まで進展して、その後が来ているわけでありましてけれども、浅江の陶芸教室、これは今後どういう形でもっていくのか、その辺をまず。その前に訴訟問題があったと思いますが、この辺はどういう解決になったか、そこらあたりからちょっとお答え願いたいと思うんですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

潮音寺山窯は浅江小学校の余裕教室もって以前開設していましたが御案内のとおりでございますが、教室生の間でトラブルが発生いたしまして、仰せのとおり訴訟問題に発展したというふうに当方も聞いております。その後法的手段については和解したようなことは聞いておりますが、詳細についてはよく把握しておりません。

○加賀美委員

従来行われてたそういった問題については一応解決したと、そういう理解してよろしいでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

法的な措置については解決したというふうに聞いております。

○加賀美委員

今浅江の住民あるいは従来使っていた陶芸教室の方々が、再びそういう教室をやってほしいという強い要望があるわけです。この辺について、せっかくいい窯もあるし設備もあるんだから再開が望ましいと思うわけでありますが、その辺のスケジュール等について我々も聞かれているんですが、どういうお答えしたらいいか、これからの考え方について教えていただけたらと思います。

○近藤教育次長

陶芸教室は私物の倉庫という片づいてない問題もあるのはあるんですけども、教室につきましては、ただいま耐震工事をやっておりますので、ちょっと現実的には使用できない状態であります。耐震工事が終わりましたら、この施設を活用したいとは考えておりますが、今の時点では子供中心とした陶芸活動、こうしたものに使用できるようなことを考えております。かつての会は自主運営でやっておりましたが、その反省も踏まえて当面は直営で行うことを考えております。

○加賀美委員

確かに、そういう考え方、いつごろから実施する予定か、耐震工事が終わって大体いつごろやる予定か。そして、一般の方々もやっぱりそういう教室を使ってやりたいっていう声があるんですけど、そこらあたりは生涯教育としてどのような考え方しているか、お考えを聞かしていただけたらと思います。

○近藤教育次長

予算の絡みもありますので、開始時期については申し上げにくい部分もあるんですが、点検を行った後になるべく新年度からやれるようにはしたいとは思っています。

先ほど申し上げましたが、運営方法については直営で、基本的には子供たちを中心とした活動にもっていききたいというふうに考えております。

○加賀美委員

だから言っているんですよ。子供たちもいいけども、いわゆる生涯教育として一般の方々が使いたいと、いわゆる60歳を過ぎた高齢化の方々もそれを楽しみにしているという、そういう声をどうするのかと、ここらあたりについて善処を願いたいと思います。これは今後の問題だと思います。そりゃあやり方でやりゃあうまくやれるわけ、直営でやるのなら直営で、募集をしてきっちりやればいいじゃないですか。それをなぜ子供だけに限定するのか、そこらあたりについてもうちちょっと生涯教育っていう面で考えていただきたいと思います。これは、今後の教育委員会の考え方をきちっとまた整理していただきたいと思うんですが、やっぱり生涯教育っていうのは高齢者側も考えた教育をやっていただきたいと思うわけです。今よく見ますと、やっぱり高齢者の方々はそのような趣味の会が非常に多くなってきて、どうしても浅江の陶芸というのが、また浅江地区の

皆さんにとっちゃあ非常に頼りになっていたと、そういった方々の便宜をきちっと払っていくっていうのが、やっぱりこれ行政の一つの責任じゃないかと思うんですよね。過去は過去、新たに発足するのはきちとした体制でやればいいのであって、そこらあたりを考えていただくことをお願いいたします。

○近藤教育次長

子供中心としたということは、要は地域がそういう中に入っていただく、子供と一緒にやっていただくと、そういう運営でありまして、決して大人を除外しようという考えではございませんので、その辺でうまく、今コミュニティスクールとかいう活動もございますし、それから放課後子供教室とかいろいろそういう地域と関わる事業がございますので、その中に組み込むような形で窯の活用をしていけたらというふうに考えております。

以上です。

○加賀美委員

確かにそういうやり方があると思います。その際、高齢者は排除しないように、できるだけ入れていただきますことをお願いいたしておきたいと思います。

もう1点は、やはりこれも高齢者からの声が出てきてるんですけど、今グラウンドゴルフっていうのが非常に流行っていると、光市がやっぱり場所がいいということで、いわゆる山口県の大会等非常に開催しておられると、500人から600人ぐらいの参加者がいらっしゃるそうですよね。

それで、今、場所としては光総合グラウンドと大和の総合グラウンドがあるようでございますけれども、光の総合グラウンドは便所とか、あるいは休憩する場のいわゆる木陰が非常に多いんでいいんですけど、大和のほう、どうしても何もないんで熱中症とかそういう暑さ対策が十分でない。少年野球なんかもあるわけですが、少年野球の場合は父兄がテントを張って、ちょうど熱中症対策をしているんですけども、どうも高齢者の場合はなかなかテントを張るっちゅうことができないと、そういう意味で何か支柱をつけて日陰になるような施設をつくってもらえんじやろうかちゅうような声が出てるんですよね。これは、今下松にグラウンドがありますけども、そこなんかそういう施設がちゃんとできてるそうなので、一つそれらを参考としてそういう検討をしていただけたらと思うんですけども、執行部の見解をちょっと伺っておきたいと思います。

○末岡体育課長

大和総合グラウンドのグラウンドゴルフのところでもありますけども、御指摘のように日陰がないということをつくってもらえないでしょうかというお尋ねというふうに思いますが、今下松の例を出していただきましたけども、これら予算が伴うことでもありますので、これら調査いたしまして、効果的な日陰対策を考えていきたいというふうに考えております。

○加賀美委員

私自身が聞いたことを今ここでお話したのは、考えていこうと思っているっていうような御指摘がございました。これは、やはりそういうグループのほうから、やっぱり依頼とか請願とかそういったものをやっぱり出したほうがいいんじゃないかと思うんです。その辺についちゃあどうでございましょうか。やっぱりそういう団体とか、少年野球の団体とか、そういうところからこういうことで要望としてぜひお願いしたいっていうほうを出したほうがいいのか、それとも今からよく審議して検討してみたいということか、どちらのほうか、その辺をちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○末岡体育課長

要望等の御意見を出していただくということでお願いできたらというふうに思います。それらを参考として検討してまいりたいというふうに思っております。

○加賀美委員

了解いたしました。

○木村（則）委員

教育所管にお尋ねしてみたいと思いますけれども、今後の環境であるとか省エネの視点を持って、今後教育所管としては、これまでもいろんな事業を行ってまいりましたけれども、今後ちょっとどのようなことを大まかに考えていらっしゃるのかっていうのがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長

教室について、それとも体育課についてでしょうか。

○木村（則）委員

雑駁で申しわけありませんでした。これまでも、例えば太陽光発電の取り付け行ってきたりしてまいりましたが、学校の、例えばこの照明だとか、体育館の照明だとかそういった省エネあるいは環境に配慮した取り組みっていうのも今後とも考えられるのではないだろうかと思っておりますけれども、限定して次年度に向けてどのようなことが現在のところ考えられているかということがあれば教えていただきたいということです。

○近藤教育次長

次年度の予算に直接絡む部分も、今協議中でありますのでなかなかちょっと申し上げにくいところもありますが、現実的なものとして備えていくことが割合前向きに検討しておるのは、給食センターの建設に際して太陽光発電の設置を検討しているところです。

それと、先ほどおっしゃったLEDですか、これについては予算の絡みもありますからこれもなかなか明確にはお答えできないところではありますが、確かにLEDをつければ、初期投資は高くつきますが、電気代に関して言えば、何か10年もあればペイできる

というような話もありますので、前向きに検討はしております。

○木村（則）委員

わかりました。LEDに関しては、4万時間とか、反対に持ち過ぎてその建物だとかの今後の耐用年数と整合が図れないようなことも多々あったりしますので、そのあたりはぜひしっかり研究して今後進めていただければと思います。

○中本委員

それでは、毎年各種大会に光市の選手が、優秀な選手が各種大会に出場しております。優秀な選手がおる、例えばその前に優秀な監督指導者が非常に光市には今たくさんおられまして、いい選手を育てて全国大会に子供たちを送り出しているというのは現実であります。

浅江中学校がもう5年連続で全国大会、たまたま山口県であります。以前は熊本あるいは滋賀県で全国大会やいろいろな支援をした覚えがあります。中学校が全国大会に行くに当たって今の支援策がどんなのが現状あるのか。

それで、もう1つは、サッカーで聖光高校が全国大会へ行きます。そういった支援は、全国大会に行くのは、種目に問わずいろいろな支援が過去にありました。今回のサッカー全国大会の支援についてはどうのお考えか。それぞれ皇后杯、天皇杯と都道府県の大会が、光市の選手が浅江中学校、聖光高校と出ておりますが、そういうあたりの支援を今後どうしようとするのか、あるいは今回はどういう形で支援の思いがあるのか、お聞きしたいと思います。

○末岡体育課長

全国大会の派遣費の助成について、本市ではスポーツ振興基金、これを活用して光市体育協会を通じて支援を行っております。

最初に助成基準の対象者及び大会について御説明をさせていただきますと、助成対象者は光市民または市内事業所、学校の在籍者で光市のスポーツ団体に所属して光市の代表として参加するものであります。そして助成対象とされるスポーツ大会、これは国、県、日本体育協会、日本レクリエーション協会及び加盟団体の主催する大会、更には県大会規模以上の関係団体から派遣申請を受けた国際大会であります。また、国際大会、オリンピック及び国体出場者においては激励費等の支援を行っております。

お尋ねの中学、高校スポーツ選手の全国大会への支援であります。学校体育連盟の主催する大会は、御存じのように中学校体育連盟、高等学校体育連盟から派遣費の補助があります。中体連、高体連の大会については、学校教育の一環であることから社会教育からは助成対象外としておりますが、しかしながら、光市体育協会では中学、高校スポーツ選手のより一層の競技力の向上を図るということを目的として、競技力向上強化事業、トップアスリート育成事業、そのほか特別支援事業として支援を行っております。

また、1月に女子は京都、男子は広島で開催される全国都道府県対抗駅伝についても支援を行います。そして、サッカーの全国大会の支援でありますけれども、先ほどの競技

力向上、特別支援という形で支援をすることになると考えます。

昨年度、23年度には全国中学校駅伝に出場し入賞した浅江中の女子、そして全国高校駅伝、山口県大会や中国大会で活躍した聖光高校女子駅伝部及び都道府県対抗駅伝の出場選手に支援を行ったところでございます。

○中本委員

支援は過去と余り変わってないかなと、少しは支援の輪が広がったかなというように思っておりますが、非常にその支援だけで全国大会へ行って賄うというのは非常に厳しい状況ですから、サッカーにしたっていろんな方法で支援のお願いに来られておりますし、もうちょっと支援の仕方が種目によって違うというようなことでは、これは非常に公平公正に欠けるんじゃないかというふうな思いがありますので、今まで支援した全国の中学校大会、あるいは全国都道府県駅伝等々たくさんの選手が光市を背負って出ておりますので、光市のPR、光市の聖光高校だというような紹介もありますので、今後のこともありますし、しっかりよく検討されまして十分な支援ができて、大会ですばらしい活躍ができるような支援を我々がするべきじゃないかというふうに思いますので、検討課題、重要な検討課題でありますので、要望としておきますので引き続きよろしく願います。

○磯部委員

市民の皆様いろいろな面で使用料の徴収ということをこの春から行われましたけど、特にスポーツ施設の使用料についての状況、収入額について現状どうなのか確認させてください。

○末岡体育課長

本市では無料であったスポーツ施設について、この7月から新たに有料とし、施行に先立って御説明しておりますように、光市スポーツ館、勤労者体育センター、サンアビリティーズ光、光スポーツ公園のグラウンド、テニスコート及び小中学校の屋内体育施設の利用者に使用料を負担いただいております。

各スポーツ施設の使用に当たっては、公益的な使用や青少年の健全育成を図る活動等を主な対象として減免規定を整備して運用しているところでございます。使用料開始後まだ5カ月であります、大きな混乱もなく順調に各施設とも徴収事務を行ってきているところであります。

議員お尋ねのスポーツ施設の使用料収入額ですが、11月末現在、光市総合体育館が579万5,000円、大和総合運動公園が319万7,000円、光スポーツ公園、わかば公園の夜間照明使用料が64万円、光市スポーツ館が12万4,000円、勤労者体育センター17万5,000円、サンアビリティーズ光が13万4,000円、光スポーツ公園のグラウンド、テニスコートが21万3,000円及び学校屋内体育施設が56万3,000円で、合計1,084万1,000円であります。

有料化の影響につきましては、利用人数が少ない団体が定期的な利用を取りやめたり、活動するのに実際に必要な時間だけの申し込みにするなど、利用時間が整理され、予約

だけの団体がなくなり、また終了時間が守られるようになった等の事例があります。有料化による目的であった施設の有効活用について、一定の効果があらわれつつあるものと考えられます。

今後も施設の利用状況を精査しながら、各スポーツ施設の効率的な貸し出し業務を図るとともに、適正な事務に努め、市民がスポーツに親しめる環境づくりを図ってまいりたいというふうに考えております。

○磯部委員

当初の見込みとどのような違いはあったのかどうかっていうところ。それと、減免対象について随分議会でも委員会でも議論があったと思いますが、今の御答弁ではほとんどそういうトラブルもないというふうに御答弁がありましたが、再度そのあたりのトラブルは全くなくスムーズにいつているということでしょうか。それと、当初の見込み額ということについてのお考え、今の現状をお聞かせください。

○末岡体育課長

新たに有料化した施設の使用料であります。使用料については、当初見込みより、減額という形で今推移をしております。原因については、いろいろ分析が難しいところではあります。今調査中でありましても、これは減免規定を再度整理したことによる影響、そして有料対象使用団体等の利用時間の圧縮っていいですか、例を挙げますと、利用人数の少ない団体が毎週使っていたものが週2回程度の使用になったとか、2時間使用していた団体が1時間等変わったとか、そして仮押さえ等が減少しておるということで、空き時間帯の有効活用、これがまだこれから課題だということで、空き時間帯の有効活用の利用促進に努めていきたいと考えております。

○磯部委員

ということは、当初の見込みよりも少なかったという理解でよろしいのですね。

○末岡体育課長

当初の見込みよりは、今現在のところは少ないと見込んでおります。

○磯部委員

1年を通じて、どのような状況かということも大切ですが、委員会等で減免対象のいろんな議論があったと思います。トラブルが余りなくいろんな面でスムーズにいつてるというふうな御答弁でしたけれども、今後もそのあたりの検証っていうものを1年かけて一応そういうふうな内容をまた御報告いただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○加賀美委員

ちょうど今施設の話がありましたので、聞いてみたいことがあるんですけどね。

総合グラウンドなんかで、例えば行事を企画した場合、どうしても雨の関係で予備日を取るわけですね。そうしてその場合は2日間ほどお金を払ってくれっちゅうわけです。雨が降れば1日でいいと、これは民間の考え方なんです。施設を貸してあげれば、予約したんならお金を取ると。しかし、やっぱりそういう各種団体が行事をやるっちゅうときに、そこんところちょっと何か配慮があったら、2日目をただにするんじゃないで、少し費用を安くするとかさ、そういうことはできんのだらうかなって思いますんですね。雨が降ったら金返すよと、雨が降らなかつたら2日間いただきますよと、こういうふうになっておるそうです、今はね。「ああ、そうか」と思いましたけどね、その辺はこういう考えなんだか、わかればちょっと教えていただけたらと思います。

○末岡体育課長

大会等の日曜日の使用については、1月下旬から2月上旬ぐらいにかけて調整会議で、使用の調整を図っているところであります。したがって、今満杯の状態でございますので、そこを団体が確保するとほかの団体が使えなくなるということがありますので、議員仰せのとおり、2日予備日取っていただければ、2日の使用料を払っていただくというふうな形になっております。雨が降って予備日ということで、最初のほうにやれば次の予備がいらなくなると。しかしながら、使用料については2日分払っていただくというふうな形になりますけども、これは使用料については申請をしていただいて許可書を出したときにお金をお支払していただくというシステムで今運用をしているところでございます。

○加賀美委員

いやいや、だからそういう場合は少し減免措置をしてもええんじゃないかと、2日目は半分ぐらいにするとか。どうせ使わんケースが多いんです。雨降れば使いますけどね。雨が降ればそれは、雨が降れば2日間は一応払っていただきますよと、2日目はまあ半分ぐらいにしてあげましょよという、これがやっぱり、民間の営利を目的とするんならこれは当然2日間いただきますと、ほかの人が使えんのですからちゅうわけですけど、やっぱり市民のいわゆる娯楽、あるいは体力増強の一つの施設ですから、お金だけを取るのが能じゃないんだから、そこらあたりの配慮もあつてはいいんじゃないかなと、私はそういう思いがいたしました。今そういう質問があつたから、そういう市民の声を聞いてお尋ねしたわけですけども、その辺は何かちょっと検討していただいたほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺をまた一つ御考慮に入れて、今後の施策に展開していただけたらと思います。

○森戸委員

今の体育施設等の使用料に関する部分で、同僚議院さんの関連なんですけれど、私は体育施設の利用に関してトラブルがないというような御発言ありましたが、そうは思いません。

というのが、例えば、免除を受けている団体がありますよね。で、この団体は、例え

ばキャンセルをしてもキャンセル料といたしますか、使用料は取られないんですね。けれども、一般の方が、一般の市民が場所を押さええていて、人が集まらなくてキャンセルになったという場合は、その分の使用料は取られるんですよ。で、これは相当不公平じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○末岡体育課長

体育施設の使用申請をされて使わなかった場合の使用料は今現在いただいているところではございます。実際使わなかったのに使用料をいただくという形にはなりますが、どうしても今体育施設の場合は、同じ時間帯を希望されている団体が多いということもありまして、予約し許可書を出したら使用料をいただくという形で今対応しておるところでございます。

○森戸委員

それでは答えになってないんでね。免除されてる団体は使用料、キャンセルした場合、使わない場合取られなくて、免除を受けてない一般の人たち、デイリーじゃなくて一般の人たちは使用料取られるんですよ。これ不公平でしょって言うてるんですよ。許可がどうのこうのちゅう問題じゃないでしょう。

○近藤教育次長

議員が御指摘のとおりの部分が生じていることが想定されております。これについて、どういう方法があるのかというのは今後の課題ではあります。今は、子供たちの活動については無料としておりますが、そういうことが仮に大きな問題となって、実際になっているんでしょうけれども、いうことであれば、やはりその部分についても有料化も検討しなければならない。やはり、皆さんが同じように使えるようなのが一番望ましいわけですから、先ほど加賀美委員からもありましたけれども、やはり占有するということは、ほかの人たちは使えなくなるという事態でありますので、それなりの負担が生じてくるのはやむを得ないという、これが基本的な考えだと思います。その辺で、今のところは反省点で今後検討したいというふうに考えます。

○森戸委員

一般に利用される方から相当の不満が溜まっていますので、これは私担当にお話をしたこともありますし、もうちょっとよく調査をしていただきたいと思います。トラブルありますからね。

○四浦委員

今の体育施設の使用に関わって、規則的なものを一つ確認しておきたいと思うんですが、今、木曜日の10時から毎週使う団体があったとしますか。それに対して、ほかの団体がそこに入り込むというケースもあろうかと思えます。学校だとか公民館だとかいうふうなところが優先されるというふうなことはわかるんですが、ちょっとそのルー

ルについて確認をしておきたいと思えますけど。

○末岡体育課長

体育施設の利用について、定期的な使用をしている団体の使用の場合ですが、これについては指定管理者のほうで大体この団体はいつ使うということ把握をしております。申し込みにつきましては先着順ということで現在のところは対応しておりますが、使用の内容等指定管理者が十分理解して、ここはこの団体が使っておりますよという、そういう調整は取っております。

○四浦委員

わかりました。

全く違う話ですが、学校給食センターが建設という運びになるんですが、やっぱり気になるのは1センター方式ですから、栄養士、栄養職員の数なんですが、現行が何人で、現時点で新センターの栄養士、栄養職員の数、幾人になるかについてお尋ねしたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

現在の栄養士の数であります。まず、光センターでは、国の基準数2名に加えてまして加配がございますので3名、大和センターは1名、合計4名でございます。

そして、1センターになれば、国の基準では2名、それに加配があれば3名となる、そういう想定でございます。

○四浦委員

今、一番最後に言われた「加配があれば」というところなんですが、加配の手続は、今後の課題ということになるんでしょうが、どういう手続になるんですか。

○呉橋学校給食センター所長

加配につきましては、最終的には県のほうの判断により配置されます。傾向としては、給食数が多い所に重点的に加配がされるということでございます。

○四浦委員

県の判断だけですか。市のほうからそのことについて希望するだとか、申請するだとかいう手続はないわけですか。

○吉村学校教育課長

人事異動の時期に、給食センターの今の見解分を聞きまして、できるだけ多くの人数を確保できるように私どものほうから要望を毎年出しております。その上で加配を今つけていただいております。

○四浦委員

そうだろうと思います。念のためお尋ねしておきますが、同じ市内で山口大学の附属小学校、中学校、ここは栄養士、栄養職員が何名かということをつかんでおられますか。

○呉橋学校給食センター所長

現在、光の附属小学校は2名の栄養職員がおると聞いております。

○四浦委員

附属中学校はいかがです。

○呉橋学校給食センター所長

小中学校で合わせて2名と聞いております。

○四浦委員

そうですか。児童、教職員数に比べると、その比率は非常にセンター方式ちゅうのは栄養士の数が圧縮をされるというふうなことは、今の附属の例ではっきり出てくるんですけれども、今後強く加配を、加配って言うたって1名だけのようですが、求めていくことを期待して、終わります。

○森戸委員

学校の通学路の現状についてお尋ねをいたします。

私、6月議会で通学路の安全に関して、国交省や文科省から再調査をなさい、地域や関係所管、縦割りにならないで、一緒に現地調査をして対策を考えなさいというような通達が来ているということで質問をいたしました。8月末に現状どうなっているのかを学校とか地域、道路管理者、警察も含めて立ち会いをして、どういうふうに対策を打っていくかというのを、何月でしたっけ、9月に教育委員会でやったと思います。私も出席をさせていただきましたけれど、その結果、どういう今後対応をしていくのか、どれぐらいの問題の箇所があって、実際にはどういう対応を取っていくのか、その辺ちょっととりあえず教えていただけます。

○原田教育総務課長

ただいま議員がおっしゃられたように、8月に警察、道路管理者関係、あるいは市でいえば道路管理の関係と生活安全、教育委員会関係でいえば教育総務、学校教育、学校の現場という形で、8月6、7で合同点検会議を開いております。そのときに上がってきたのが91カ所で、その中で学校が抽出したのが60カ所です。その60カ所について合同点検を行いました。写真等も含めて会議の場で点検したんですが、なかなか現地に行かないと対策を考えるのが難しいという箇所、小学校3カ所、中学校3カ所について、計6カ所ですが、8月13日と21日に現地立ち会いのもとに現地での検討をいたしました。それらの検討内容を集約したのが11月末でございます。

現状を申し上げますと、合同点検に上がっておらない危険度が少ないと考えております箇所も含めた91カ所に対して、その対策は現在実施中、あるいは実施済みが22カ所という形になっております。今ちょうど予算要求の時期でございますので、25年度にかけて取り組むという形がかなりございます。この辺については、当然教育委員会が核となって会議も開いておりますし、核となって進めていくという形で、フォローアップ等も含めて、それぞれの道路管理者とか警察とか関係団体との調整を図りながら児童生徒の安全確保に努めていこうと考えております。

○森戸委員

わかりました。結局、今後の流れっていうのはどうなるんですか。例えば、取りまとめをしてこういう対応をしたという部分に関してはどっかに情報上げるんですか。

○原田教育総務課長

合同点検は、国土交通省と文科省と警察庁と3者合同の取組みです。最初は足並みが揃ってたんすが、最近国土交通省のみが先行して、全体をまとめたものを公表するような形で対応を、県を通じて求めてきております。ただ、国土交通省サイドだけっていうのは、それはちょっと全体のバランスを考えるとどうしてもおかしい話であって、どうしても中心となっている教育委員会がそれをまとめたものを一定の時期に公表していくという形になると考えております。

○森戸委員

例えば、どういう公表の仕方なのですか。

○原田教育総務課長

媒体としては、ホームページなんかを考えられると思います。

○森戸委員

わかりました。この通学路の点検というのは、車が生徒のところに京都かなんかで突っ込んだということで始まったものだと思いますので、積極的にホームページで、要は車を運転する側が気をつければ、例えばもっと早く出るとか、そういう気をつけていけば防げる箇所っていうのはたくさんあると思いますので、そういう危険な部分について、道路を、車を運転する人たち、特に、に注意喚起ができるような形を、ホームページじゃなくてどういう形がいいのかわかりませんが、そういう形をとっていただいて、徹底的に周知をしていただいて、安全を確保していただきたいと思います。今のはお願いいたします。

それと、防犯ブザーというのを、小学生入学されたときに今生徒数で言うと千百何ぼですか、いらっしゃいます。これは青少年市民会議ですか、を通じて配られていると思います。光市は青少年市民会議に対して188万円ですか、補助金を出しています。大体その、1,000人に配ると10万ぐらいのお金になろうかと思うんですけど、単に青少年

市民会議のほうから配ると、防犯ブザーを、という形じゃなくて、今1個100円で、100円均一のお店でも売ってるぐらいですから、自分の安全は自分で守るという意識を持っていただくためにも、無償配布ということじゃなくて、親が買うなりそういう形を取っていくことができませんでしょうかね。要は、市民会から無料配布することで意識が下がってるんじゃないかと思imasるので、コストも削減できると思imasるので、そういう方向にもっていったらいかがと思imasるんですが、どうでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

防犯ブザーにつきましては、今委員仰せのように、新入生につきましては全生徒に無料配布をしておる状況でございます。これも、実は今年度より市民部から無償でいただけるようなになりまして、実際は今教育委員会からの補助金もそれで減額している状態でございます。来年度以降も対応できるのかなというふうには考えております。

それと、そのブザーの配り方ですけども、これも各地区会議によって変わっているんですけども、単に今委員仰せのように、学校に持って行って、「はい、新入生分ですよ」というふうに手渡しで先生に渡すケースもございますし、中には、新入生を集めて、使い方のようなのとか心構えとかをその場で市民会議の方が新入生に対して周知、教育を行っていくという団体もございますので、そういうふうな感じで周知徹底を図られたらいいというふうには考えております。

○森戸委員

答えになっていないんですが、そういう形で教育委員会から変わったというのは知らなかったんですけど、結局は無料で配布してますので、そのとこどうなんでしょうね。その程度くらいは親の負担かなんかでやることで意識づけられていくんじゃないかと思imasるんですがね。

○吉村学校教育課長

森戸委員さん仰せのとおりだと思います。いろんな関係機関が学校の子供のために安全確保の協力をしようという、こうした恩恵を被りながらも、一方では自分の安全を守るものは受益者負担という感覚を持っていただくことは大事ですので、生涯学習課のほうとよく協議しながら、学校教育課も各学校に対しましては、壊れたりなくなったあとの補填はできるだけ個人でやっていただく方法はないだろうか、校長会等とも相談しながらまた検討してまいりたいと思imasる。よろしいでしょうか。

○森戸委員

私は、過保護過ぎるかなと思imasる。何から何まで見守りも含めてやっていくその線引きが難しいと思imasるんですが、そのぐらい自分で身を守らんや国自体守れるんかというふうに私は思imasるので、過保護になり過ぎないようにぜひ検討していただきたいと思imasる。

○吉村学校教育課長

見守り隊も同じことになるのですけれども、今から7、8年前見守り隊発足の時期に、地域の方々に協力を要請したわけですよ。そうしたときにPTA、保護者さんは働くのに忙しいけれども、自分の子供さんが学校へ通うことに関して関心を持ってもらいたいという地域の協力者からの御要望の声もあったわけです。御自分のお子さんを御自分で守る意識です。通学路の問題も同じだろうと思います。そうしたことは公助、いわゆる行政がすること、そして共助として地域の方々や関係機関に御協力いただくこと、そして自助、自分の力、自分のことは自分で守っていくと、こうしたことを、バランスをよく考えながらやっていくことが大事だと思っておりますので、今後よく検討してまいりたいと思います。

○森戸委員

いいですか、まだ大分ありますけど。

○委員長

休憩しましょう。（「時間を」と呼ぶ者あり）休憩10分しましょうかね、はい、15分から開催します。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○森戸委員

お尋ねをいたしますが、小中学校で特別な支援を必要とする生徒の数、今中学校が25人、小学校が52人ということですが、この傾向をちょっと教えていただけたらと思います。増えているのか減ってるのか。

○吉村学校教育課長

まず、今の52と25という数字でございますが、特別支援学級に在籍する児童生徒数でございます。特別に支援を必要とするお子さんは、在籍者以外にも在籍されない通常の学級の在籍者にもいらっしゃいます。その数字が小学校52、中学校25、両方合わせますと約2%という比率になりますね。

その傾向につきましてですが、まず基本的なところでいいますと、特別支援学級の学級の障害種ですね、これをまず先に申します、傾向を申します前に。視覚障害、特に弱視、それから聴覚障害、難聴ですね、それから知的障害、それから肢体不自由、病弱・身体虚弱と、いわゆる病弱、言語障害、情緒障害、これと合わせて、今は山口県は、自閉症・情緒障害学級としております。これら7つの学級があります。光市にないのは、今、病弱・身体虚弱の学級で、その他の学級は全部ございます。

その人数、傾向等につきましては、たとえば1名の場合は個人が特定され、記録にも残りますので、ざっくりした数字で申します。

まず、知的障害につきまして、小学校では約35人程度ぐらいですね。それから、肢体不自由については5人、失礼しました、訂正をさせていただきます。これは学級数でございました。小学校のほうが、知的障害が大体100人を超えるぐらいですね。それから肢体不自由が10人弱、それから病弱は0で、弱視は限定され、光井小学校でございます。それから、難聴につきましては約5人程度。情緒障害につきましては約140弱ぐらいの人数のお子さんがいらっしゃいます。数字をもう一度訂正させていただきます。知的障害が約40人、40前後、肢体不自由が約3、3人前後、5弱ですね、病弱がゼロ、弱視が限定されています。難聴も限定されています。情緒障害につきましては約20程度。

次に、中学校の知的障害が10人弱、肢体不自由は限定されます。自閉症情緒学級が15人程度、その他の病弱、弱視、言語、難聴は、中学校に在籍はありません。大体このぐらいの状況になります。

これとは別に、通級指導教室というのがありまして、室積小学校、光井小学校、室積中学校にごさいます、ここには発達障害の傾向等のあるお子様とか、知的障害以外の障害で一部支援を必要とするお子様が、通常の学級に在籍されながら1週間の間1時間から2時間程度通われて主に自立の部分と社会性の部分について支援、指導を受けております。

○森戸委員

で、傾向として増えているんですか、どうなんですか。

○吉村学校教育課長

失礼しました。傾向としては、大体横ばいから少し増えているかというぐらいです。

○森戸委員

この前、田布施の支援学校に文化祭に行ってみたんですが、田布施支援学校自体小学からもございますし、満杯というようなことでびっくりしたんですが、支援としては、光の場合は光っ子の教育サポート事業もございますし、いろいろ聞くと、ほかの町よりも進んでいるというようなお話は聞いておるんですが、ちょっとお尋ねをいたしますが、総合支援学校に行く、行かないの基準というものはどういうものになるんでしょうかね。

○吉村学校教育課長

まず、総合支援学校は、特別支援学級と若干障害の種別が限定されます。特別支援学校の場合は、障害でいいますと、学校教育施行令第22条の3に定められている障害5障害というのがあります。それは、先ほど申し上げたものと重複する部分の5つです。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、ここまでの5障害が特別支援学校、いわゆる山口県では総合支援学校と申します。養護学校と呼んだのは法が変わる前です。この時代には養護学校によってその障害の種別、例えば知的障害を中心とか、情緒障害を中心という教育課程がくまれていたのですけれども、現在総合支援学校という呼び方で、全ての障害種別に対応する体制となっております。国の法が変わ

りまして、特殊教育から特別支援教育へ移行したことに伴いまして、山口県では養護学校から総合支援学校、通常、法では「特別支援学校」といいますが、山口県では「総合支援学校」という名前をつけております。

○森戸委員

一度聞いただけでわからないんですが、要は、例えば中学校を卒業されて障害の種別があるので、いろいろあろうかと思いますが、例えば、総合支援学校なんかに行ったりして、総合支援学校、岩国もありますし、周南もありますけれど、要は途中で、途中で退学をされるという事例があるというふう聞いております。一般の本当健康な方であれば、退学しても定時制とかフリースクールとかいろんな学びの場があるんですが、ここで聞く問題でもないかもしれないんですけど、どこに聞きゃあいいのかもわかりませんが、そういう、なかなか一般の方と比べると非常に厳しい環境にあって、家族ももしそうなった場合は負担も大きくて、どうしようもできないような状況に陥るケースが想定をされるんですが、そういった学びとかそういった部分の支援については、これは福祉の範疇になるのかもわかりませんが、その辺の状況っていうのはどうなんですかね。市の行政がやるべきことなのかどうかわかりませんが、教育に聞くのもちょっとわかりませんが、実際にそういうケースが出てきていると聞いておりますので。

○吉村学校教育課長

まず、総合支援学校に在籍しておられるお子さんには、いろんないきさつがあります。幼稚園、保育園から就学される小学1年の段階で総合支援学校を選択されて行かれる場合、そして入学されて小学校や中学校の在籍している途中から総合支援学校に行かれる場合、そして、その中でも学年の変わり目や小学校から中学校、学校進学の変り目に行かれる場合等ございます。それぞれ保護者さんからの御相談によりまして、校内、学校で就学指導委員会でいろいろ検討し、保護者さんの御意向もお聞きしながら、専門化、医療、福祉教育の分野から総合的に検討する就学指導委員会で、必要に応じて検討する場面を持っております。

また、県の就学指導委員会もございます。そうした就学指導委員会で総合的に判断をして保護者さんが選択される場合と、保護者さん自ら、総合支援学校への体験入学・体験相談会に、子供さんと一緒に行かれて御判断なさる場合もあります。いろんな特別総合支援学校への入学の仕方がある中で、続かない場合などの正確な数字や状況は私どももは、つかみ得ておりません。学校での適応が難しかったり、一生懸命、総合支援学校さんも支援してらっしゃると思うんですが、保護者さんといろいろ協議をされながらの結果でそのようになったものと推測できます。今、御心配の福祉分野ということで考えれば、こども家庭課で要保護児童対策協議会というのがございまして、そこでは、保護者さんが子供さんの養育について困難性があったり、あるいは今のように中途退学したけれどもどのように育てていったらいいんだらうかというようなケース、これに対しましてどんなサポートが送れるかということを協議する場面がございます。本年度からはそれがさらにワーキングのような形にして、1事例、1事例、検討しながら丁寧に対応

するような協議会が設けられているわけです。その中で、恐らくこれも推測になりますけれども、そのケースに相談に来られたりした中で協議をさせていただいている部分もあるやに聞いております。

○森戸委員

ありがとうございます。一旦高校に行かれて学び直しができるのかどうかわかりませんが、サポート事業のところはどういうケースがいいのかわかりませんが、やっぱりそのままにしておけばおほほどその教育と言う面ではどんどん後退をしていくというふうに聞いておりますので、またちょっと別の場でまた解決策をちょっと御相談をしたいと思います。

○委員長

よろしいですか。

○森戸委員

今の件はそれで終わりたいと思いますが、最近のちょっと状況を聞いてみたいんですが、以前質問したことがあるんですけど、光市内の生徒の小中合わせて視力っていうのはどうなんですか。最近落ちてきている、落ちてきてない、というのが、我々小学生のときは、目をよくする運動っていうのがあったんですが、遠くのほうを見て、全部マークが書いてあって、それを定期的に時間を取って見る活動をしていたんですが、今、そういう活動があるのかないのか。想像するに、やはり今テレビゲームとかしてますから、パソコンもやってますから、目が悪くなっているんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○吉村学校教育課長

学校保健のいわゆる健康づくりの中の視力のお尋ねと受けとめさせていただきます。

今、具体的には教育総務課のほうで学校保健のほうを担当しておりますが、指導に関わることで、私のほうで答えをさせていただきます。

まず、視力の今の課題につきましては、これもう十数年来の課題でございますが、右目と左目の視力の較差が大きいというような課題などが学校医から言われているわけです。その要因は、限定はできないけれども、例えば我々も横になってテレビを見ますよね。そうすると、右目と左目、効き目がテレビとの位置関係で使い方が違うんじゃないかとかいろんな想定がされてるわけです。そうした子供たち、あるいは家庭での生活環境によるもの、昔は電灯が暗いから目が悪くなるような時代から、今はそうした恵まれた生活環境の中でテレビゲーム等近くで物を見るような生活がふえてきているということから、視力低下という部分が起きているんじゃないかと言われております。視力が、じゃあ経年変化でどうなっているのか、今、具体的な数値を用いておりませんので、教育総務のほうで健康診断のデータが取れると思いますので、またお知らせしたいと思います。

遠方凝視とか、遠近凝視とかいわれる効果につきましても、医者や学者さんのよっていろいろな説がございます。遠くを見るだけでなく、近くを見ておいて、目の前の指を見ておいてポトンと落として遠くのランドルト環を見ることにより毛様筋を近くと遠くで使うから目の運動にいいということで、よく小学校の健康教育に取り入れられていた時代があります。学校生活の中で、健康教育で乾布摩擦、それから走る、今の遠方凝視、光井小学校は立腰教育で腰骨を立てる教育、そして朝読書、基礎学力のために計算タイム、そうしたものをもうどんどんどん入れてます。学校で7時間45分の中で、授業時間以外にいろいろな教育活動を次々に入れなきゃならなくなったものを、学校や子供の実情に応じて精査している状態です。全ての学校で遠方凝視をやっているかどうか、これはどちらかというやってないほうが多いと思います。

○森戸委員

わかりました。データのものはあと教えていただいて、また悪くなっているようであれば、またそういった対策も必要になろうかと思しますので、御検討いただけたらと思います。

それともう1点、部活動、特に、中学生の部活動についてお尋ねしますが、例えば野球なんかで、試合で、練習試合やら本ちゃんの試合やら行かれるケースで、保護者が何台か集って送り迎えをするというようなことが頻繁にやられてると思います。もし何かあったとき、これはやっぱり問題があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○吉村学校教育課長

保護者さんの送り迎え等については、どの程度行われているのかは掌握しておりませんが、22年度でしたか、木村委員さんからも御質問がありましたので記憶しております。これにつきましては、学校としてはあくまでも保護者さんからの申し出によるということで、お言葉に甘えてということで進めておるものと思われまます。ただ、学校のほうからお願いしますということになれば、それは事故が起こったときの補償等についてはどうするのかということは検討しなければいけないと思っております。実際に、そこまでして遠くの地域に練習試合に行く必要があるのかとかいうようなことにもなろうかと思っております。実際に、県大等については公共交通機関、これを使うべきであると思っております。

○森戸委員

公共交通機関については現状はどうなっているんですか。県大等については公共交通以外でやってるんですか。

○酒井学校教育課主幹

今の課長が御返答申し上げましたが、全ての学校についての現状を把握しているわけではございません。ただ、これは部活によって状況も違うと思います。

例えば、公共交通機関を利用しても非常に現地に行きにくい、学校に到着しにくいという場合もございますので、車を使うといったケースもかなりあるであろうと予測されます。一番可能性があって、これがよいのではないのかと思われるのは、大体の部活で、父母の会や保護者の会がございますから、そういった中で保険はやはりかけている。私個人的なことを言って申しわけないですけど、私が部活をやっているときは、少なくとも父母の会を通じて、車を出せますよというすべての保護者を登録します。そして、どなたが送り迎えをしても何かあったときには全部保険が下りるというふうな形で保険に入っておりましたので、そういったことも考えられるかなというふうに思います。

したがって、保護者が車を出す場合については、そうした方が一のときに備えて保険に入っておくということが必要だろうと思いますし、そうでなければ、なかなか車を使うというのは難しいのではないかとこのように思います。これからちょっと現状把握をさせていただきたいなと思います。

以上でございます。

○森戸委員

ぜひお願いをいたします。22年にそういう質問があったんなら前に進んでいていいはずなので、現状ではその状態を放置しているという状況であろうかと思っておりますので、やっぱり御言葉に甘えるというだけではなくてしっかり整理をしてください。

それと、もう1点ジュニアリーダーについてお尋ねをいたします。

このジュニアリーダーについては、年々生徒も加入するといいますか、リーダーになってみたいという生徒の数もふえていて、ことしは250人でしたっけ、だったと思いますが、こうしたジュニアリーダーの活動自体は県内でもすばらしい取り組みだと思っておりますし、その現場に私も出ておりますが、これも保護者の方から言われたんですが、例えば部活動でこのジュニアリーダーの活動の方に出ようというケースがあった場合に、実は先生の理解が、何でジュニアリーダーなんかに出るんだというような、先生の理解がされてないケースがあります。結局どうすりゃあええんだろうかと、同じ教育委員会の中でのことなのに、一体どっちをどうすればいいんだというふうになってますので、その辺の各学校に対するこのジュニアリーダーなんかの理解というんですか、どういうふうにやってらっしゃるんでしょうか。

○吉村学校教育課長

ジュニアリーダー養成講座、これにつきましては各学校に募集して、活動内容をよく理解していただいた上で、保護者さんにも、子供さんにも、学校さんにも、学校といいますと管理職及び教員ということになります、理解していただいた上で入っていただいております。ただ、今のように子供の判断ではどうにもならない部分というのが出てきた場合、これはやっぱり学校の中での共通理解というのが必要になってまいると思っておりますので、部活とそれからこのジュニアリーダーどちらかを選択しなきゃいけないときは、よく相談を受けて、相談に乗って、子供が判断できるような形を考えていかなければならないと思っておりますので、学校の校長さんにも入れっぱなしにならない

対応をしていただくようお願いいたします。

○森戸委員

どっちにしても、顧問の先生といえますか、ジュニアリーダーに対する理解をしっかりとしてほしいなと思いますので、逆に、私が聞いたケースでは部活の先生のほうが、「何でそっちに出るんだ」と、「部活を優先しなさい」というふうにも言われたケースがありましたので、私はその仕組みの理解が足りないのかなと思っておりまして、先生のほうに、その辺はぜひ理解をしていただけるように、ケースにもいろいろあろうかと思いますが、理解を深めていただくような御指導をお願いできたらと思います。

次に、サンホームについてお尋ねをいたします。

時間延長を7月からやられて、その状況を少し教えてください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

サンホームの時間延長に伴う利用状況についての御質問をいただきました。

延長保育の利用状況でございますが、委員仰せのように、7月1日から従前は午後6時までの開所、閉所時間を午後7時まで延長しております。この7月から11月までの各月でまず登録、サンホーム利用している全体の児童さんの数ですけども、368名に對しまして、各月においてまちまちではございますが、月に1度でも延長保育を利用した児童さんは68名であり、利用率は18.5%になっております。また、延長保育に伴う混乱等はなく、おおむね利用者からも好評をいただいております。

○森戸委員

わかりました。利用者のほうは好評だろうと思うんですか、内部としてはどのように考えているんですか。結局は預けっぱなしになって、親が子供と接する時間が少ないじゃないか、そんな話も聞いておりますので、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

当初この延長を実施するときにもそういう懸念は多少私の頭のほうにもございました。それに伴いまして利用料も100円ほどいただくようにしておりますし、以前6時過ぎてお迎えに来ておられた保護者さんが、5時55分ぐらいで駆け込みのようで迎えに来られるようなケースも、要は100円を支払いたくないという御意向だろうと思います。時間が以前の6時がきちっと守られるようなケースが多いので、そういう面ではメリットがあったかなとも考えております。

○森戸委員

答えになってないんですが、そういう時間っていうんですか、親と子供が接する時間がこの政策を導入したことによって確保されなくなったんじゃないか、そんな懸念の部分はどのように考えていらっしゃるんですか。それはもう問題ないと。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

親との接する時間ですけども、それはもちろんサンホームに預けていらっしゃる時間だけ親との接触が短くなっているというのは当然でございます。ただ、利用者さんは、要は先ほど申しましたように、延長料金を支払ってでも預けておくという家庭の事情があるんだろうと思いますので、いたし方ないというぎりぎりの判断でございます。

○森戸委員

いやいや、まあそれはもちろんわかってるんですが、そういう声が届いてませんか。この制度に対して。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

直接私は今のところ聞いておりません。

○森戸委員

わかりました。届いてなければいいんです、はい。

それと、現状、先生、サンホームの先生といいますか、は十分足りているんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

現時点におきまして、サンホーム指導員の欠員は発生しておりません。以前より指導員の確保は大きな課題でありますし、現在でもそうでございます。以前は保育士または教員免許の所有者のみを採用しておりましたが、昨年10月よりこの一部を緩和いたしまして、児童の保育に一定の経験もしくは熱意を有せられる方も対象としたところから、指導員の確保につきましては一定の改善が得られたと考えております。

○森戸委員

わかりました。施設自体を定員オーバーしている状況っていうのはないようですから、ぜひまたきめ細やかな支援をお願いいたします。

ちょっと、最後に図書館についてお尋ねをいたしますが、図書館は最近入口の木も全部伐採をされてすごく明るくなりましたし、いろんなビジネス支援コーナーだとか、タイムリーに館内でのイベントを組まれていて素晴らしいなというふうに思っております。実際に借りられる数も登録の数もふえておる模様でございますので、ちょっと御提案をしたいと思います。

まず、登録についてなんですが、中学校でみると、生徒数が1,382人に対してカードを持っていらっしゃる方ですね、955というようなことで、小学生は2,733人の生徒数に対して1,169人の登録というようなことで、この小学生の部分についてももっともっと登録をふやしていく努力ができないかなというふうに思うんですが、その辺は何か取り組みをされていらっしゃると思いますでしょうか。

○河村図書館長

確かに、数字的には少ないようでございますけども、学校自体が市内に分散しておる状況もあるし、図書館に近い所においては登録率も高いとは思いますが、そこらの問題もありますし、親子で来られる場合もありますし、通常その場合においては登録されておられる方が多いようです。今後そういうふうな形の中で登録していただくように周知したいと思います。

○森戸委員

先週の日曜日に下松の図書館に行ってびっくりしたんですが、親子で来ているケースってというのが、新しい図書館ですからすごい多い状況でしたので、車もとめられなくて、警備員さんといえますか、もいなかっただけで、皆路駐で本当満杯状態でありましたので、そういうふうになればいいなと思いますので、ぜひ親御さんが子供さんを連れていく、そういう取り組みをぜひ、何がいいのかわかりませんが、何か答えは下松市さんのほうにあるのかもわかりませんが、設備的なものなのか、新しいからなのか、いろいろあるかと思いますが、ぜひ親御さんに対する働きかけについてぜひお願いをいたします。

それと、図書館の駐車場についてお尋ねをいたしますが、余り利用者が少ないケースでも駐車場は満杯だというような状況がありますが、あの駐車場の使い方というのはどういうふうになっているんですか。

○河村図書館長

駐車場につきましては、隣に文化センターもございますし、下の、階段より下といえますか、そういったところにおいては文化センター、図書館の専用の駐車場という形で位置づけておりますし、当然荷物の運搬とかそういったものをされる場合においては、上のすぐ隣の駐車場も10台ばかりありますので、そちらのほうの活用もあろうかと思えます。

○森戸委員

ちなみに、あそこは職員さんとめてらっしゃるんですか。

○河村図書館長

上の部分も下の部分も一応職員は置いております。

○森戸委員

わかりました。全部の状況を見てないのでわかんないんですが、とめられないときもありますので、その辺が良いのか悪いのかよくわかりませんが、駐車場に関してはいい策が見当たりませんので、このぐらいにしておきましょう。

後、今図書館の中で閉架の部分が7万か8万冊かわかりませんが、表に出ている部分と同じぐらいの数があったと思います。これについては非常にもったいないといえます

か、検索をして「閉架」と書いてあれば出していただくというのもいいんですが、スペースの問題もありますけど、このもったいない閉架、眠っている宝を活用する方法が何かあればいいなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○河村図書館長

閉架の活用方法についてでございますが、ことしも8月と11月だったと思いますが、いわゆるバックヤードとって、今の閉架部分の見学会とていいますか、そういったものを一般市民の方に見ていただいたのを2回行なっております、好評だったので、それによってやはり「ああ、図書館の中にはたくさんの本があるんだな」という認識も含めて、また借りたい本があればその中から選んでいただくという形の中で、2回今年実施いたしました。ちなみに、本館については約16万冊本があるわけですが、その中の閉架部分については約10万冊、開架している部分については約6万冊程度でございます。そういったものを日ごろ見られない方に対してそういった計画で、見学会をやっているのが今現状です。またこれからもそういったものはどんどん続けていきたいなと思います。

○森戸委員

新しいとこと比較して申しわけないんですけど、要は本ですから、行って手に取って、いちいち捜してもらうというよりは手に取ってみたいというようなことがあろうかと思えます。下松なんかほとんど開架の所に全部出ているような状況で、古い本も全て出ておりますので、物理的にスペースという点で今の現状で無理な中でも努力をされていると私は思いますが、どうなんですかね、図書館自体やっぱり図書館に行く回数がふえりゃあ、ふえればふえるほど頭も良くなっていくでしょうし、キャパ的にもっと広くするとか、耐用年数がどのぐらいなっているのかわかりませんが、もっと広くしてというようなお考えはあります。

○河村図書館長

現状の図書館につきましては、昭和51年7月に開館しております。今36年ぐらい経過しておりますが、現状のその書架の位置の変更となりますと、非常に通路の問題とかありますが、その辺は現状の中で工夫しながら検討してみたいと思います。

○吉村学校教育課長

直接市立図書館の話ですので私が言うべき話ではないかと思えますけど、今、市立図書館のほうで学校のほうで御提供いただいておりますのが、学校が要望を出して、そして本を市立図書館から配本していただくと、授業とか読書に使うというシステムを行っていただいております。そうした中で、いわゆる閉架されているのも手に取って見られるようなシステムができていのかどうか別にして、今のようなスペースのない部分について本が活用されるような取り組みをしておられますので、学校のほうにもしっかり申しまして活用していただくように申したいと思えます。

また、先ほど児童生徒の図書カードの取得率、このあたりも実際に子供の行動エリア

とするとやっぱり保護者さんの車という話になりますが、これは家庭のいろんな御事情があろうかと思いますが、学校で市の本が借りられるという、そういうシステムが今図書館一生懸命やっただいておりますので、そうした中でもカードの取得率が一概に低いとか高いとか言えない部分があろうかと思いますが、そういう学校との連携した部分もこちらのほうからも図書館のほうにお願いしながら今進めているところでございます。紹介しておきます。

○森戸委員

わかりました。私、図書館本体のところなんです、スペース的にも本当狭いですし、閉架のほうが多いというような状況でございますので、ぜひスペースを広げるなり、建てかえがどうなるわかりませんが、建てかえるなり、文化センター一緒にして建てかえたらどうかというような話も出ておりますので、ぜひ、やはり本を読むということはさまざまな部分にとって勉強になっていきますので、大人も子供も含めて、本当親子2代、3代で集えるようなそういう場が、広い場ですね、憩いの場のような活用ができればいいなと思っておりますので、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。

○木村（信）委員

今、先行委員さんの方で大体お尋ねがあった件なんです、子供たちの通学路における安全確保の観点でということで、先ほど大体御説明で理解はしました。光市関係分91カ所のうちの60カ所が学校関係っていうふうな話をお伺いして、そのうち22カ所が実施中もしくは実施済みと、その中で小中学校に関して3件ずつ、具体的な危険箇所っていうふうに今現地立ち会いされたということですが、この3カ所ずつっていうのはお示しすることはできますか。

○原田教育総務課長

先ほどの私の説明が若干よくなかったのかもしれませんが、91カ所のうち60カ所というのは、91は全部学校が抽出したものなんです、その中で特に合同点検に上げてくださっていう、更に学校がふるいにかけてものが60カ所ということでございます。

小学校の合同点検会議で写真等を使っていろんな対策を練ったわけですが、いや、これはやっぱり現地に行って確認したほうがいいということになりました小学校の箇所の1つが浅江小学校の関係で、製鐵の浅江寮の所、通称、「ホリワリ」と言われているあの場所でございます。これが1カ所でございます。

また、島田小学校の関係が2カ所ございまして、フードあきもとの所、あのタイナカ運送の事務所がある、あそこの所の横断歩道が2カ所あって渡り方が複雑になるという箇所と、もう1つは、歩道等に草が伸びているとか、切り株があるとか、写真上では切り株の位置が道路部分かどうか不明だったのものもあります。そのあたりで、タイナカ運送の付近で2カ所現地立ち会いをしております。

それと、中学校にまいりますと、1つは室積中学校でございます。これは、室積中学校の一番東寄り、テニスコートの角のところ、上に上がりますと光寿苑のほうに行く道

の所の十字路なんです、なぜかガードパイプが、横断歩道のほうに少し出てまして、自転車で通行するとき膨らまないといけなくなるということでしたが、そのあたりが写真では少し確認しづらかったもので、現地で確認して対策を考えたということです。

あともう2つは浅江中学校でございます。浅江中学校の1つは中村町の交差点、あの西部憩いの家がある所の交差点でございます。学校のほうからの指摘としては、交通量が多いとか道幅が狭いというような部分がありまして、交通量の多さ等も含めて現地立ち会いを行いました。

もう1カ所の浅江中の場所は、それから少し東側に行った所の三叉路になる場所、ちょっと表現しづらいんですが。（「了解です」と呼ぶ者あり）わかりますかね、兼清外科に行くほうで三叉路にぶつかるところです。横断歩道がある所なんです、あそこがどうしても車が前に出て虹ヶ丘方向からの車を確認するので、停車位置が歩道にかかってしまうと、そのあたりで状況確認を含めて行きました。

以上、6カ所でございます。

○木村（信）委員

私は理解いたしましたけれども、ほかの方が今の説明で理解できたかどうかよくわかりませんが、危険箇所が集約されて、その後こういうふうな対策が検討されているということで、この件に関しては平成25年度の要望という形で進んでいくということによろしくお願いしますか。

○原田教育総務課長

先ほど申し上げました22カ所以外の部分につきましては、それぞれの対策を協議した中で実施主体がありますので、それに対しては教育委員会のほうから今後も状況確認をするなり、要望をなかなか実現できないのであれば別の方法を考えるとか、とにかく安全を確保しないといけませんので、教育委員会のほうで要望なり新たな方法の協議なりを進めていくという形でございます。

○委員長

今、よろしいでしょうか。先ほど申された60カ所と、そして小学校、中学校の危険箇所がございましたよね。それちょっと詳しくはまた地図に落とさせていただいてお願いしたらと思いますけど、よろしいでしょうか。

○原田教育総務課長

資料提供したいと思います。

○委員長

よろしく申し上げます。

○木村（信）委員

お尋ねしたのは、重点地区として立ち会われたこの6カ所が平成25年度の要望として、重点施策として進められるのかっていうお尋ねをしたわけですが、60カ所のうち22カ所は今もう実施中か実施済みであると。そんな中で、あと残りの、では38カ所ですか、38カ所全部を25年度中にとということで理解してよろしいですか。

○原田教育総務課長

それは、25年度中に全てっていう形では、それぞれの道路管理者なり、関係者なりと協議できている形ではありません。

○木村（信）委員

では、先ほどの現地立ち会いをされた6カ所についてされるっていう認識でよろしいんですか。それもまた違いますか。

○原田教育総務課長

先ほどの6カ所については、重点箇所っていう形の見方よりは、合同会議で、写真とか現地の地図とかを見て、その場で対策を立てるのに、それだけの情報では立てにくかったっていう部分について現地に行ったという理解をまずしていただきたいのが1つと、その対策について、全て25年度中に見通しが立っているっていう形ではありません。

○木村（信）委員

はい、了解しました。こういった具体的な検討に当たっては、単発的なハードの面の対策だけではなくて、地域住民とか関係者の強力を得ながら継続的な安全対策を取る必要があると思います。これはもう教育委員会だけでなくほかの所管も関わる、特に市民部なんか関わってくると思いますので、全庁的な取り組みになるのかなというふうには考えておりますが、ここら辺お考えはございますか。

○原田教育総務課長

委員も御存じのように、今まではどうしても縦割りといいですか、教育委員会、生活安全、それぞれの道路管理者という形で、窓口が幾つもあって、実際やるところも幾つもあって、連携がぜんぜん取れてなかった。それはもう実態としてそういう形でした。このたびの合同点検を通して、横の連携がかなり強まりましたので、そのあたりのリンクは大切にしながら、通学路については教育委員会のほうで強く安全確保を押し進めていきたいと思っています。

○木村（信）委員

これは、先ほど公表はホームページで考えるということでございましたので、点検結果を踏まえた効果的な安全対策の実施に向けて市が主体となって関係機関と調整をいただくように、これは要望しておきます。よろしく願いいたします。

○森重委員

常日頃光市の教育行政の面では大変お世話になっておりますし、また地域に開かれた学校づくりということで、今まちづくりの観点からも非常に重要な課題をお抱えの教育部署と申しますけれども、このたび浅江中のあさなえネットがコミュニティスクールで文部大臣賞を表彰されましたのでその取り組みを少しお聞きしたいことと、そしてその浅江中が先進的にこの調査研究校として取り組まれましたノウハウ、そういうものを今度どのように共有をされるのか、その点だけお尋ねをいたします。

○酒井学校教育課主幹

コミュニティスクール担当しておりますので、お答えをいたします。

まず、浅江中学校の取り組みについてですけれども、浅江中学校は学校運営協議会という大きい上部組織と、その下部組織として企画運営委員会という2層構造で協議会と申しますか、運営部分をつくっております。そして、その企画委員会のところ、それから学校運営協議会両方に保護者、それから地域の方が入っておられまして、まず下部組織の企画運営委員会のほうでいろんな意見を出します。つまり、教員それから地域の方、それから子供から上がった意見等も含めて、そういったものでいろんな案、たたき台をつくって、そしてそれを協議して最終的に学校運営協議会、上部組織に上げて了承を得ると、あるいは微修正を行うというようなことをしております。

顕著な例としましては、例えば、敬老の集いの際に、地域の方と一緒に竹を切ってきて、鉢にし、それに花を植えてお渡しする、あるいは小学生が書いたメッセージカードをつけてお渡しするといったような取り組みをしております。

それから、2点目のどういうふうにご共有するかということでございますけれども、これは既にコミュニティスクールについてのいろんな広報活動、例えば広報ひかりにも出しておりますし、今後コミュニティスクールに係るリーフレット等を活用して出していきます。来年度につきましては、ホームページ上でいろんな形で公開していこうということも考えております。

それから、全体的に、コミュニティスクールがこれからどんどん立ち上がっていきますので、それら横をつなぐ連絡協議会といったようなもので協議していきたいと思っております。

○森重委員

ありがとうございました。また、今後全小学校もコミュニティスクール導入されるというお話も聞いておりますので、ぜひいろんな意味で生かしていただいて、素晴らしい活動をしていただきたいと思います。

○中本委員

交通安全対策、学校の、通学路の、いろいろ委員が意見言っておりましたが、ちょっとあえて質疑はしようと思ひ、考えましたが、現状の安全対策のあなたたちが調査した安全対策とは、非常に甘い。浅江小学校の通学路、工事やっけていまして、非常に危険な

状態が、子供たちが帰る、学校から帰る時間帯もダンプカーがどんどん行き来してるとか、そういう状況があるんですよ、目の当たりに。造成工事の危険な状況の中で、学校の通学路の、そんな状況がありながら今の現状を聞いて、最重点が6カ所だって、まだありますよ。もうちょっとシビアに調査して安全対策を講じないと大変なことになると、思いません。まあ、これ、まあいい。そんな状況の中で、ちょっと私が言いたいのは、もうちょっと、もうちょっと真剣に安全対策を考えるべきだということに思っていますので、回答ありません、要望にしておきますので、よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

2. 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第89号 平成24年度光市一般会計補正予算（第6号） （市民部所管分）

説 明：田中市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第90号 平成24年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：田中市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

○委員長

最初に執行部より報告の申し出がありましたのでこれを許可したいと思います。なお、報告資料を補足するため、追加の説明資料を配りたいと申し出がありましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、そのようにさせていただきます。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

(2) その他 (所管事務調査)

【報告】第2次光市収納率向上対策プラン (案)

説 明：河村収納対策室長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

今の説明に対する質問でもよろしいですね。

○委員長

はい。

○加賀美委員

まず、お尋ねしたいのは、5ページに収納向上特別対策本部の収納推進委員会ちゅうんがあるんですけども、私は兼ねてから言っているのは、やっぱり本当にここの委員の方々が徴収の難しさを本当に理解しておられるかどうかと。机上論で言うのは簡単なんですよね。だから、現実にはここの課長以上が徴収に出かけて行けと。そして、少しでも現実を見てもらって、そして対策を考えたほうがいいんじゃないかちゅうんことを言っていたんですけども、そういうことをお考えになるつもりはないか。まず委員長、岡田、お尋ねいたします。

○岡田市民部長

課長以上が徴収に出向いたらどうかということですが、たしか私の記憶では、平成21年ぐらいまでは夜間徴収などに課長も参っておりました。このあたりにつきましては、やはり人員などの問題もございますが、課長が先頭取って指揮を取るということは大切であろうとは考えております。このあたりにつきましては、収納対策推進委員会において推進委員に投げかけてみたいと思います。

○加賀美委員

その辺をまた一つ提案してみて、現実的にどこが難しいんだと、歩いてみて、そういう、だから、例えば生活困窮者がどういうレベル、払えない人はどういうレベルであるかと、本来この生活保護に該当する人たちじゃないかとか、そういう判断も含めて、やっぱりこの委員が率先して手分けして徴収していくっていうような方法もやっぱり試みることが必要じゃないかと思います。

じゃあ、次にまたお尋ねします。

ちょっとよくわかんないんですけども、悪徳滞納者に対して法的措置をすると。例え

ば70万以下の少額訴訟とか、70万円以上は支払督促とか、そういう法律的な堅持でやってらっしゃるんじゃないかと思いますが、なぜ少額金だけそれやって、ほかのところはやらないのか、そこらあたりの御見解を伺いたいと思います。

○河村収納対策室長

市の債権につきましては、まず債権の種類3つございます。強制債権、非強制債権、それに私債権と、3つに分かれております。

強制債権については、市の職員で独自に差し押さえができるようになっております。非強制債権と私債権につきましては、法的措置、司法上の措置を講じなければならないこととなりますので、現状では住宅以外今のところやった経緯がございません。ただし、少額訴訟等についての職員研修は今年度の6月から開始しておりますので、いずれのような方法での履行できるような体制ができるものと考えております。

○加賀美委員

だから、顧問弁護士がいるわけですから、市には。だから、割合簡単にできるんじゃないかと。もちろん、それに対しては、金額によっては費用が伴うわけです。例えば、少額訴訟ならば1万円程度、あるいは支払督促になるともうちょっと金額はかさむと思いますけどね。そういう費用はかさむけども、住宅なんかでも100カ月も未納だというふうなことが報告をされることがあるわけですが、やっぱり規定どおり、ある程度何年だったですかね、3年だったですかね、払わなかったらちゃんとそういう法的措置をするということをきちんとやっておれば、100カ月も未納者が出てくるっちゃうことはないはずだと思うんですよ。その辺をきちっとやっていただきたいという思いがいたします。やっぱりできるものについては法的措置をやって、そうしてやっぱり調停をして支払っていただくという形をするということも、これ悪徳の方々に、お金があって払わない人は、やっぱりそういう措置をすべきじゃないかと思うんで、その辺はじっくりと考えていただきたいと思います。

もうちょっとお尋ねします。

大体時効所得で大体5,000万ぐらいでしたかね、1年間に。もう債権が放棄をせざるを得ない状況があるわけですが、この中身について何年かちょっと教えていただけたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村収納対策室長

時効の期間のお尋ねでございますが、市税および国民健康保険税、下水道、下水道受益者負担金、保育料につきましては5年間ということになっております。それから、あと水道使用料は2年間、住宅使用料5年間、病院関係の医療費は3年間、新築資金等、福祉援護資金等については10年、奨学金についても10年、留守家庭児童教室については2年となっております。

○加賀美委員

だから、その期間内にやっぱりできるだけ徴収をしていくということが必要じゃないかと思うんですね。それが済めば時効になっちゃって、そのまま税金が埋もれちゃうというようなことになると思うんで、そこらあたりのところを十分考えた上で、これは5年近くなってきたらもう法的措置を考えんにやしょうがないぞというような状況も出てくると思うんですよね。それを見そがしていけば、もうそのままずるずるずると時効でなっちゃうわけですから、その辺はちょっときちっとやっていただきたいと思えます。

それから、水道と下水道の問題については、水道と下水道を一緒に徴収するというようになったときに、悪いけどお払いにならん方は水道をとめますよというような措置もやるということを知っているんですよね。そうなれば、もっともっと向上しているはずなのに滞納が一向に減ってないと、その辺はどういう理由かちょっとお聞かせ願いたいんですが。（「御質問の」と呼ぶ者あり）もう一回言います。水道料金と下水道料金が一緒に請求するちゅうことになったわけですね。そのときに、我々聞いたのは、水道料金を一緒にやるならば。

○委員長

加賀美委員、水道、下水道の所管がちょっと違うと思うんですよ。収納。

○加賀美委員

いや、料金です。ここに書いてある、この内容ね。だから、これに書いてある内容を聞いているんですよ。

○委員長

はい。

○加賀美委員

だから、水道料金と下水道料金を一緒にやるということで、もしも滞納された方があったら水道をとめますよと、そういうことをやれば当然支払う、もう水道とめられたらたまりませんから、当然支払いはちゃんとしてくださると。だから、本来からいければ、今まで滞納した人も、もうあれから何年経ってますかね、一緒に始めてもう二、三年経ってますよね。だから、収納率は向上してるはずなのに、そういう措置は対応されてないんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。本来、やっぱり水道をとめられるちゅうことは生活のもとになるわけだから、いや、それはもうしょうがない、払おうかちゅうことで、本当に困った人ならともかく、そうだと、その辺はどうなってるんか教えていただけたらと思います。

○河村収納対策室長

10ページ目ごらんになっていただいたら、「収納率の推移」を記しておりますが、収納率は平成19年度、97.55%、平成20年度、97.24%となっております。平成21年度から水道と下水道同時徴収を行ったところ99.24%、99.43%、99.36%と2%上昇しております。先ほど水道料金で申し上げましたが、水道局については企業会計ですので、一般会計みたいに出納閉鎖期が設けておりませんので、3月分で調停したものは4月に入ったらもう未収金になってしまい、この部分の収納率の差が出ていると。実際には、同月、同じ年数で見ると、水道料金と同じ収納率を下水道使用量も現年度分になっていると御理解願ったらと思います。

○加賀美委員

いや、今の説明は確かにわかりますよ。徐々に向上していると。それはね、水道料金はいいいんですいね、現有部分はそりゃあ当然向上するでしょうと。滞納部分も恐らく、とめられたら困るから払わざるを得ないと。じゃあ、滞納部分がそんなに向上してないでしょう、ここの表は。だから、本来であればどんどん減っていくはずだが、そういうところはどうかかって言ってるんですよ。滞納者も、ほんたら払わんともう水道とめよっちゅゆやあ、それは当然とめられちゃあたまらんから何とかして支払いましょうで払っていくと思っているのに、全然依然としてずっと滞納繰越分が変わってないと、極端に落ち込んでないと、この辺はどうなん、何でだろうかと思うんですけど、そこをお尋ねしたんですね。本当に、そういう滞納分に対しても、やっぱりお金払ってくれなきゃあ水道とめますよと、そういうことを本当にやってないんじゃないかちゅうような思いがするんですが、どうなんでしょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○加賀美委員

今、表の見方についての疑義を唱えましたけども、その具体的な中身については、これは所管が違うちゅうことで理解をいたします。また所管のところできちっとやっていただければいいと思いますね。ただ、この表に対する疑義について若干お尋ねしましたんで、このあたりについてはまたもう少し我々も勉強してみたいと思います。

○森重委員

一点お聞きいたします。今回この収納対策室を設けられて、あらゆる収納率の一元化を図ろうとされて、今回のこのプランの中で14項目にわたる個別事項が上げられておりますよね。その中に、各項目ごとに効果額も示されておりますけども、これは、先ほど参考資料にも一覽的には載ってないですけども、この効果額は、一応年次どのぐらいの効果額があるというのは表示されたほうがいいんじゃないかと思うけど、それは何か意味があるんですか。先ほど参考に留めますというようなことも言われましたけど、それはあったほうがわかりやすいかなというふうにはちょっと思ったんですけど。

○河村収納対策室長

先ほど参考程度にと申しましたのは、平成23年度で、例えば1%アップしたらこのぐらゐの金額になりますよということをお示ししたつもりです。

例えば、税におきまして、平成19年度のころでしたら法人市民税等の税収として、120億円程度の税収があったと。現在では80億円程度に落ち込んでおるということで、1%に換算したときに、平成23年度ではこの程度ですが、平成28年の最後になったときどのくらいになっているかというのは予測が大変難しゅうございますので、参考程度という形で載せております。

○森重委員

はい、わかりました。

○加賀美委員

聞き忘れたんですけども、例えば保育料とか、留守家庭の費用なんかちゅうやつは。子ども手当から天引きするちゅうことは法律上できなかつたんですかね。当市はやらないうちゅうことなの、その辺はどうなったのか教えていただけたらと思います。

○河村収納対策室長

現時点、子ども手当からの天引きというのは法的には認められておりません。ただし、本人様が御了解得られれば天引きすることができる、徴収することができるということになります。

○加賀美委員

じゃあ、そういうことで、一応はそういうこともやっておられるっていうふうに理解してもよろしいですか。

○河村収納対策室長

先ほどの説明で4名という話をしたと思いますが、その4名の方は申し出により子ども手当から徴収をしております。現時点でも実施しているという状況です。

○加賀美委員

わかりました。

○木村（則）委員

1点確認をさせていただきます。今回の収納対策プランですけれども、前回の20年度に策定されたものに比べて、その行動計画の中で職員の資質向上というのが多く見受けられます。今、一定のちよつと御説明もいただきましたけど、具体的にどのような内容のものかちよつと教えていただきたいと思ひます。

○河村収納対策室長

職員の資質向上につきましては、収納率の向上対策本部並びに推進委員会で、毎年1回、法に基づく少額訴訟の訴訟を起こすための研修を行うこととし、先ほども申しましたように、ことし6月に1回目を開催しております。来年度も開催する予定でございますし、年次的に職員の資質や知識を向上させる方向に向けていければというふうに考えております。

○木村（則）委員

わかりました。年に1回のそういう研修を行うということですね。これを見ますと、市税であるとか、下水道だとか、幾つか資質向上をうたっているところとうたっていないところがありますけれども、これはその違いってというのはどこにあるのですか。

○河村収納対策室長

今年度の研修では、全ての収納担当職員、各2名ずつ、30名で研修を行っております。それ以外の所管からも研修に参加していただいたところです。それぞれの部署で資質の向上の記載がないのはどうかということですが、全体の項目の部分で記述しておりますので御理解願ったらというふうに思います。

○磯部委員

新たにこの市民部収納対策室、収納向上率というプランもできまして、今後一元化に向け積極的なそういう取り組みをされるということは非常にいいことだと思いますし、一つ一つの文言を申し上げるつもりはありませんが、今現状の検証及び現状分析ってところが非常にこと細かく書いてあるところもございます。そこは各所管との今の現状、やはり病院であればその支払いのタイミングというものが非常に曖昧ではないとか、非常に民間と比べてそういうところが問題があるのではないとか、それだけではないんですけれども、高額所得者のそういったものの発見とか、そういったもの等々現状分析をきちんとなされておりますので、そのあたりの所管との連携なしには、改善なしには、PT支援なしには、こういう収納率向上のこういうプランを立てられても難しいものがあると思いますので、そのあたりのことをきちっとできるように今後お示しをいただきたいなということをお願いしておきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3. 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第89号 平成24年度光市一般会計補正予算（第6号）
（政策企画部所管分）

説 明：小田財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○加賀美委員

平成23年度決算で光市の借金総額は438億円まで削減、まあ、削減というか、当初、19年度の510億円から下がってきているという実績が出ているわけでありますけども、いわゆる平成24年度、まだちょっと先がありますけども、大体、どのぐらいまでなるか、わかればちょっと教えていただけたらと思います。

○小田財政課長

平成24年度の見込みということでございますけれども、本会議等で議員にお知らせしてございます全体ということで理解してよろしいかと思えます。

その前に、平成23年度の決算の数字でありますけれども、428億円ということで御理解をいただければと思います。

平成24年度の見込みでありますけれども、他会計の状況がまだ届いておりませんので、あくまで予算ベースで申し上げますと、平成24年度の見込みでは429億円ということで、若干増加傾向になってくるというふうに見込んでおります。

○加賀美委員

大体、わかりました。25年度は、ちょっとまた次のときになると思いますが、大体わかりました。

○森戸委員

地域間交流事業についてお尋ねをいたしますが、今、横芝光町と地域間交流やっというらっしゃると思いますが、これは実際両者で行き来はあるんですか、行政なりそういったところの部分はどうな感じなんでしょうか。

○小田企画調整課長

地域間交流のお尋ねでございますが、横芝光町のほうと友好交流を続けておりますが、今年度、7月5日でございますが、市長と担当職員が横芝光町に出向きまして、今後の友好交流の進め方について、横芝光町の町長さんが交代したということで再確認のために出張をいたしております。

その際に、今後ともこれまで以上の交流の促進について、特に産業交流等について進

めていきたいというようなお話がありました。その後、横芝光町さんのほうから産業振興課長さん以下を含めて3名の方が11月の1日から3日の日まで光市に御来光いただきました。その際、里の厨等含めて視察をいただきまして、今後の交流についての意見交換等をしたところでございます。

○森戸委員

わかりました。決算の主要施策見ると、横芝光町の農産物とかの展示というのがふるさとまつり等であるんですが、逆に、光市のものはあちらでこう何か写真展なり、そういうようなこともやられていらっしゃるんですか。

○小田企画調整課長

交流の内容でございますが、光からはまず特産品の展示につきましても、光市の冠梅酒等の特産品を展示しております。それとあわせまして、文化交流という形で、光市の市民の方の作品、こうしたものを双方で展示をしております。

ちなみに、今年も秋にそれぞれの文化祭等に展示もしておりましたし、ちょっと日にちまで覚えてないんですが、先週ぐらいまで本庁ロビーのほうでも横芝光町の文化展をしたところでございます。

○森戸委員

わかりました。予算としては、地域間交流自体30万円ちょっとということで、どれぐらいの効果といたしますか、があるのかわからなかったんですが、今から産業交流も含めてやっていくというようなことで。

横芝光町は、LEDを活用して野菜を栽培するLEDの野菜工場のようなものもございますので、ぜひ同じ光、光ということで、そういった、あちらのほうは何かしらそういうものが進んでいるのかなというような気がいたしますので、ぜひ使えるものは使っていくという形で、果実をぜひこちらに生かす地域間交流にしていきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

それと、公共施設のマネジメントはここでよろしいですか。よかったですか。

これ、22年の6月に、私、質問をさせていただきました。具体的には、マネジメントのまず台帳の整備を進めていくというところから、一番最初の段階だと思うんですが、具体的には最終的なイメージとしてどこまで持っていくんですか。利用実態を調査したりとか、それを台帳にもきちんと載せて把握をしていくのか、再編計画も含めて当然つなげていくのだらうと思うのですが、再編するに当たってのお金の手配とか含めて、どこまでこうマネジメントの中でつくっていくのか、その辺のあたりのことをちょっと、今、考えがあるのであれば、教えていただきたいと思えます。

○小田財政課長

交流施設マネジメントについてのお尋ねでございます。

どのぐらいまでのイメージで持っていくかというお尋ねでありますけれども、まさし

くそのあたりを本年度の事業として今、基本方針を定めようということで調査研究している状況でございます。

本年度、職員の先進視察も済ましておりますし、先進地から担当の職員を呼んで庁内での勉強もしております。現在、最終的に、どうするのか、どのようなイメージのマネジメントをつくり上げていくのか、再編計画にするのか、そういうことも含めて、その方向性を探っているところでございます。御理解ください。

○森戸委員

以前の時点とまた違いまして、トンネルの崩落事故がありましたように、具体的には公共施設というだけではなくて、橋や河川の水門まで含めてやっていこうというような流れがあると思いますので、その範囲も含めてまた御検討をいただきたいと思います、お願いとして。お願いですので結構ですよ。

それと、続きまして、多世代の近居とかその辺の話はこちらでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。総合計画に、後期に乗ったわけなんですけれど、具体的にはこれ、どういうふうな検討、24、25で検討するというようなことでありましたけど、現時点ではどういったとこまで検討されてるんですか。

○小田企画調整課長

多世代の同居・近居につきましては、委員、今、お尋ねのとおり、24、25年度までの2カ年で検討を進めるというふうにしてしております。これにつきましては、いわゆる少子化対策あるいは家族のきずなづくりというような視点の奨励策として、他の議員さんから御提言も受けてきたところでございます。

この事業につきましては、効果等も可能性としてはあるということから、調査研究をすることとしており、未来創造プロジェクトの一つ、家庭と地域で包み込むぬくもり子育て創造プロジェクトの中に位置づけております。

本年度につきましては、検討の第一段階といたしまして、多世代の同居あるいは近居に対して支援を行っておりますような先進事例等も情報収集をしつつ、効果等も検証しておるんですが、現状、本市の状況は、御存じのとおり、転勤族が多いというようなこともございまして、こうしたものの家族形態等も市内の状況を把握するために、今年度実施をしております市民アンケートの項目の中に、家族形態に関する項目も新たに追加をし、市内の家族形態の状況分析する予定にしている段階でございまして、現在、調査に着手した状況でございます。

○森戸委員

人口定住についてお尋ねをいたします。

今、人口定住に対しましては、大体60万円ぐらいの予算でPRをしたり、「ふるさと光の会」の交付金であったりの予算が上がってるわけなんですけど、ぜひ検討していただきたいことがございまして、それは、空き家バンクをぜひ検討していただきたいと思っております。

平成17年から22年で約1,000人が人口減というようなことでありますので、ホームページを見ると、以前よりかなり進んで情報の発信のされ方がしていると思います。同窓会なんかの開催のページもあったり、かなり進んできたとは思いますが、実際にあいてるところが光市内でどのぐらいあるのかというのともわかりませんし、そういった把握も含めて空き家自体の、まあ、どういう形がいいのかわかりませんが、売り買いができるような、そこをどこが、不動産協会がやるのか市でやるのか、いろんな方法があると思いますが、そういった情報調査から始められて人口定住につないでいくという流れをつくってもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺何か考えがあれば教えてください。

○小田企画調整課長

いわゆる空き家バンクに関するお尋ねと思いますが、これは森戸委員さんのほうからも昨年の12月議会におきまして、古民家の活用等に関して調査してはどうかというようなお尋ねもいただいております。その際、経済部所管のほうで答えをしておりますし、本年9月議会においても、これ森重定昌議員さんからもお尋ねをいただいたところでありますし、この際も経済部長から、「地域全体での取り組み体制の検討とか空き家情報の収集整理などを続け、引き続き支援策について検討したい」というような答えもしているのは周知のことでございます。

今回、人口定住という側面からのお尋ねでありますので、私から答えを申し上げますが、この定住対策といたしましての空き家バンクにつきましては、これも一般質問、昨年の12月だったと思うんですが、この中で、「個人の所有物への行政関与の問題あるいは不動産事業を営む民間事業者の関係等も含めて検討しなければならない」また、「難しい課題もあるんですよ」というような答えもしております。

ただ、ちょうど今回委員さんからお示しのございました、いわゆる不動産業者、これが平成13年から21年の間にほぼ倍増、具体的には28事業者から56事業者というような形での倍増しております。こうした皆さんの、いわゆる民間活力による、そういう空き家問題も多発しておりますので、民間の取り組みにも期待しているところではあります。

ただ、市といたしましても、この人口定住対策というのは非常に重要な課題と認識しておりますことから、経済部における検討状況等も確認をしながら、どのような施策展開が可能なのか、有効であるのか、委員の御提言も含めて今後調査研究をしてみたいというふうに考えております。

○森戸委員

人口定住という観点もございませうけど、例えば、あいた家で火災とか防犯の観点からも、放置されてるケースというのもよく見受けられますので、どちらにしてもどのぐらいあるのかという、ぜひ把握をしていただきたいと、まずはですね、そこから手をつけていただいたらなと思います。

把握の方法もいろんな方法があるかと思いますが、現地でこう探ったり、固定資産税の台帳から探ったり、住基の台帳から探ったり、消防のほうは恐らく空き

家の防災上の観点から点検をしているはずですから、情報というものはあるにこしたことはありませんし、どう活用するかで定住に結びつけられるかもわかってくるとと思いますので、ぜひその辺からスタートしていただけたらと思います。

○小田企画調整課長

今、空き家の調査なり空き家対策についてのお尋ねでございますが、これは基本的にはちょっと所管外になりますが、ちなみに空き家の状況については住宅・土地統計調査というのがございまして、これの状況でいいますと、全国平均が13.1%前後だったと思うんですが、これで光市の空き家率については13.6%と、これが平成20年の状況でございます、ちなみにでございますが。

○森戸委員

これ件数とかは出てないんですか、何件とか。以上、具体的に。

○小田企画調整課長

これがざっくり調査上の話でありますと3,170件でございます。母数が2万2,299件でございます。

○森戸委員

わかりました。下松市さんは1,700件というようなことでありましたので、倍近く光市は空き家があるということでもありますので、これを生かさない手はないと思いますので、ぜひ空き家バンク、前向きに進めていただきたいと思います。

○小田企画調整課長

大変申しわけありません。今の部分でございますが、一戸建てにつきましては、光市が1,740件ということで、ほぼ同じ状況かなというふうに考えております。

○森重委員

行革推進室、ちょっとお聞きしてみたいと思うんですけど、行革推進チームさんがいろんなことをされまして、見た目においても非常に改革が進んでいるように思われますけども、今後の、今、どのようなことを推進チームさん、望んでらっしゃるのか。協議会か何か持っていらっしゃるんですかね、どういうふうな感じで進めていらっしゃるのかという進捗状況、あわせて事務事業評価も何本かされるようなお話をずっと聞いておりましたので、その進捗状況もちょっとお聞きできればと思います。

○井上行政改革推進室長

サービス推進チームにつきましては、本年の当初から総務課のほうに所管がえをしておりますので、こちらでことが叶いませぬので御容赦願えたらと思います。

事務事業評価につきましては、昨年度から前年度決算に基づいた事務事業評価を試行

的に行ってまいりました。本年度の事務事業評価につきましては、全体の事務事業数が520事業、これは予算ベースの中事業でございます。その中で事務事業評価シートを作成し、それぞれの所管で一次評価を行った後、二次評価をしました。今後二次評価を行った事務事業について次年度の予算要求において改善を含め、検討してまいります。

○森重委員

そしたら、来年度の、次年度の予算要望からはこういう事務事業評価の、そういう諸事業が生きてくるというふうに捉えてもよろしゅうございますか。

○井上行政改革推進室長

当然、こちらが目途としておりますのは、予算事業に反映をさすということが一義的な目標でございます。

○森重委員

またよろしく願いいたします。またこれからしっかりこの辺も後期基本計画にならって、この事業もちょうどうまく調整をとっておられたところからいよいよスタートが始まったというところですので、今後しっかりこのあたりも、私どももついていきたいというふうな感じですので、またいろいろお聞きしたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

○四浦委員

これは、企画課長にお聞きすればいいことかなと思うんですが、光地域広域水道企業団がことしの3月で解散をしました。中山川ダムというのができまして、10何年になるんですかね、16年か17年たつわけですが、浄水は計画からいけば相当数使われるはずだったのに1滴も浄水として使われてない。しかも、131億円の巨費を投入したというふうなことで、光市だけでも30数億円の出費になったということなんで、たしか市長が、こういうものについては市民に説明責任があるということでコメント、文書で出すというようなことになっていたと思います。私が見落とししたかもわかりませんから、市長は何か意思表示をされましたか。

○小田企画調整課長

御承知のように、広域水道事業につきましては、本年9月議会におきます決算報告をもちまして市民部所管のほうに移管をしているものであります。ただ、今、市民への説明というようなことでのお尋ねがありましたので、今回、私のほうからお答えをさせていただきます。よろしゅうございますか。

○委員長

お願いいたします。

○小田企画調整課長

それでは、広域水道事業の総括についてのお尋ねでございます。

委員のほうからは、たびたび、再三再四にわたりお尋ねをいただいておりますが、「節目の時期に広報等通じて説明をしては」というような御発言もあったように記憶をしております。

これまで、議会の中におきましても、いろいろ種々説明もしてきたところであるというような形での御答弁をさしあげておったというふうに記憶をしております。こうした中、委員も御承知のとおり、企業団構成する3市の議会、それぞれの議会議決を経まして、本年3月31日をもちまして光市広域水道企業団のほう解散をいたしたことは、皆さん御承知のとおりでございます。このため、本年の市のほうでも4月10日号の広報におきまして、「光広域水道事業の廃止についてのお知らせ」というような形で記事を掲載したところでございます。

○四浦委員

やっぱり聞いてみるもんですね。私が読み落としとるかもわからないなと思うんですが、記事を出してる、その記事にはどう書いてますか。

○小田企画調整課長

お読みいただけてないということでもありますので、読んでもよろしいんですが、2ページにわたっておりますので後ほど差し上げたいと思っております。

○委員長

そうですね。多岐にわたるものですから、後ほどプリントしていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○四浦委員

いや、2ページ読むことはないですけども、要点だけそこで説明すればいいし。それから、私のほうもちょっと配慮しちよるんです。もう一般質問で余りぎらぎらした形でやるよりは、委員会でそっとお聞きをしてるということなんです。

もちろん、国の補助金なども出ておりますから、国との関係もあるし、店じまいするに当たって、いや、店じまいは非常に私評価してますよ。まあ、こういうやり方をとったことを、そのものはいけないけども、二次的工事である取水場、浄水場、各市、当時の町にその配管をするというようなことまではね、とまったわけですから、評価してるけれども、まあ、しかし、今後やっぱりこういうやり方はとってほしくない。

で、もう一つお尋ねします、ついでに。市長はこれまで、企業団議会あるいは光市議会で、どういうふうにこの問題について市民に説明するというふうに言ってきましたか。

○小田企画調整課長

先ほども申し上げましたように、今回の説明という形に関しましては、今回お答えを

しましたが、この広域水道自体の状況は市民部に移管をしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○四浦委員

事前に調整をした話と大分食い違っておりますから、まあ、もう一言やっぱり言うちよかにゃいけんのですが。この店じまいの問題については政策企画部だというふうに聞いておりましたし、そして市民部の関係について、実は水害対策として中山川ダムの問題について取り上げようと思ったんですが、その種の問題になると市民部だというふうにお聞きをしておりました。それが、そういう説明が事前にはありましたが、食い違ってますが。

○小田企画調整課長

これは、御存じのとおり、所管がえに関しましては、所管がえをいたした時点で、過去のことも含めて全て移管をするというのが原則であります。ただ、今回直近の問題でもありますし、広報のほうに掲載をしたと、所管としてお答えを、その広報に掲載する件に関してはお答えをしたというような状況でございます。

○四浦委員

広報に載してるものは、それは市長が今まで企業団議会で言ってきたこと、あるいは光市議会と言うてきたこと、それをまとめたものではないと思いますので、2ページにわたって、長いということですから、改めてそれを精査しながら、次の委員会ぐらいでやりたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4. 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第89号 平成24年度光市一般会計補正予算（第6号）

(総務部所管分)

説 明：中村総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○磯部委員

まず、1点目、同僚議員が一般質問でもこの件については質問させていただきましたが、本日、錦帯橋空港が開港いたしまして、なるべく多くの職員の皆さんで、市民の皆様にも利用していただけたらどうかといった、その内容でしたけれども、出張の場合のその旅費規定について、足の確保という意味で実態に即した、そういった制度を考えてみるほうが職員の皆さん方の今の利用実態というものに対して、非常に利用しやすくなるのではないかなというような考えがあるんですけれども、そのあたりの御所見をお伺いしたいと思います。

○中村総務課長

岩国錦帯橋空港開港利用に当たっての、それまでの交通手段というふうなお尋ねではないかなと思いますが、一般質問でも御答弁申し上げましたように、現行の規定におきましては、空港までは公用車あるいは鉄道とバス、これを利用することとなっております。

本市では、交通事故等、このあたりの最悪の事態を想定いたしまして、職員にかかる負担、これを軽減をさせるという観点もあって、出張の際には原則公用車または公共交通機関を利用するというように、これまでしておったわけでございます。基本的には、出張は公用車と公共交通機関と考えているということでございます。

○磯部委員

それをとやかく言うつもりはないのですが、ただ、今の利用実態というものをしっかりと把握された中で、ある一定のその制度化みたいなものをしたほうが今後いいのではないかなというふうな思いがありましたので、今回、委員会の中で、改めて質問させていただきましたので、今後の検討課題としてお願いをしておきたいと思います。

そして、もう1点ですけれども、これも一般質問等でありましたが、防災行政無線の個別受信機の配付ということで、難聴地域に対して、そのようなものを配付するという御答弁がありましたけれども、その個別受信機の配付方法として、それは有料なのかどうかというところについて、確認をさせていただきたいと思います。

○小田防災危機管理課長

今現在の戸別受信機の整備計画でございますが、平成26年度の防災行政無線整備事業で公民館・学校などの避難所あるいは市の出先機関等の100カ所程度に戸別受信機を設置する予定としております。

委員のお尋ねの戸別受信機の個人配付につきましては、今のところは考えておりません。将来的に、気象条件とか、あるいは住宅の構造なんかによって屋外スピーカーからの音声聞こえにくい場合も考えられます。先進地では戸別受信機の購入の補助制度でありますとか貸与制度とか、そういったものも制定しておりますことから、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○磯部委員

わかりました。せっかくだすから、この、今、検討課題として聞き取りにくい地域ということに対する個別的なそういう問題を解決するように、他市なんかも動向を見ながら、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

○四浦委員

今の質問に続くような形になるんですが、本会議でも部長答弁は何度かあったようですが、少し深めてみたいということで、東海・東南海地震と南海地震が同時に発生した場合にということで予測が出ておりますが、津波が3.8mから5mということになったんですが、具体的に光市における住宅等の被害はどのように、この津波が発生したときに想定しているのかという、まずちょっとお尋ねしたいと思います。

○小田防災危機管理課長

今現在、山口県でこの地震に関しての被害想定を検討されているところでございます。8月末に内閣府から発表されました被害状況でありますけども、そちらについては、委員が今御案内されましたように、光市で地震が震度6弱、津波の高さが5m、津波高さ1mの到達時間が106分という報告がされておりますけども、現在は建物の被害状況等については報告はされておられません。

○四浦委員

報告されてないのはわかるんですが、光市としてどういうふうに見ているかということをお尋ねしているんです。

○小田防災危機管理課長

さきに述べましたように、山口県のほうで被害想定を検討されております。で、国のほうから示された被害のシミュレーションによりますと、虹ヶ浜、室積の海岸の汀線部分でありますとか島田川の遡上でありますとか、そういったものが確認されておるだけで、内地への影響というものが見えておりません。このことから、どういった箇所に被害が及ぼすかということについては、現在のところ想定はできておりません。

○四浦委員

具体的には、本会議における部長答弁などでは、例えば、市役所の本庁舎がどうだとかいうふうなことなどは触れておりますから、そうしますと海岸線に近い光総合病院あるいはその周辺の住宅地、室積海岸に近い住宅地、そういうものの被害想定というのは光市そのものとして洗い出してはいないということですか。

○小田防災危機管理課長

私どもが考えておるのは、津波の高さが標高で5m、満潮時でありますけども、標高

で5 mという報告をされております。今、委員さんがおっしゃいましたように、海岸沿いの標高というのは2 mから4 m前後の標高となっております。単純に考えまして、例えば、高潮のハザードマップに示されておりますような浸水被害等ありますけども、そういったものと余り変わらないような状況ではないかなと、個人的には、そういう考えを持っております。

○四浦委員

それではちょっと角度を変えて、これは12月の本会議で議員のほうから質問があったことなんですが、それに対する答弁で、「海拔測定について、避難所に指定している学校や公民館等の海拔測定について、本年度中にその結果をホームページで公開したい」というふうなことです。また、まだどういう形でホームページで具体的に出すかということについては答弁の中では明らかにされておられません。もう少し踏み込んで述べることはできますか。

○小田防災危機管理課長

部長が答弁しましたように、山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力を得まして、12月の初めに各避難所の海拔測定が終わったところです。

現在、ホームページに掲載する海拔マップ、仮に海拔マップという名称にしておりますけども、そういった60カ所の位置図的なもの、どこにどういう避難所があり、その避難所の海拔は何mですという地図をホームページ上に掲載する作業中でございます。

○四浦委員

終わります。

○森戸委員

何点かお尋ねをします。消防をお尋ねいたします。

23年度の救急出動の件数を見ると2,230件、搬送人員は2,107件ということで、19年の時点から比べると増加をしております。その中で、65歳以上はどのぐらいの割合があるのか。

○梅本消防担当課長

済みません。65歳以上の割合ということでございますが、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほどまたお知らせしたいと思います。

○森戸委員

この質問の観点は、今後高齢化時代でございますので高齢化率も30%、来年度には超えていくというようなことでもありますので、そういった観点でちょっと質問していきたいと思っております。

救急搬送の中で、不法な利用と申しますか、タクシーがわりの利用というのはどのぐ

らいあるんですか。

○小松消防担当部長

救急車につきましては、適正利用というものをできるだけ広報しておりますけども、救急隊の報告書の中で、これは不適正だというような報告をする制度にしておりません。というのは、結果として非常に軽くて、こんなのは救急車やなくてもよかったというのもあり得るんですけども、呼ばれたときに素人の判断で、これは救急車がいいのか、それとも自分の車で行ってもいいのか、あるいは今、診察受けなくてもいいのかという判断がなかなか難しいところにあります。

いわゆる東京なんかでは相談センターとかいうのがありまして、救急車呼ぶ前にこういう症状で救急車呼んだほうがええんでしょうかというときに、その受付といいますか、相談に乗るシステムというのがあります。そういうところではある程度自分で行かれるような指導をすることができます。今、県内でも、これは救急車は呼ばないでください、これぐらいだったら呼ばないでくださいよというのは、いわゆる現場の「トリアージ」という言葉を使っておりますけども、県内では、将来的にはそういうこと必要になるかもしれないという懸念を持ちながらも、実際はやっておりません。まれに、病院に行くとドクターが「やっぱりこれ救急車で早く来てよかったね」と言われる場合もありますので、現時点ではちょっとそれが不適正かどうかというのはできないです。

ただ、報告書の中で、「自分で歩いて乗った」とかいうような状況は書いてありますので、おおよそかがい知ることができますけども、ということで御理解いただきたいと思います。

○森戸委員

わかりました。救急搬送についてなんですけど、平成22年度で全国平均が37.4分ということで、山口県は33.9分ということで22位ということだったんですが、光はちなみにどれぐらいで何位ぐらいなんですか。

○中村消防担当次長

現場到着時間あるいは病院収容時間等をお尋ねと思いますけど、光市の場合、光市という形では出されておられません。光地区という形で出されておりますけど、覚知からまず現場到着、光地区の場合は8.2分、覚知から病院収容、これについては35.7分というふうになっております。

○森戸委員

じゃあ、私が最初に述べた数字の部分は35.7分ということでよろしいですか、光市は。

○中村消防担当次長

今の数字は22年の数字でございますので、35.7分というふうに出ております。

○森戸委員

光地区の消防組合で第何位なんですか。

○中村消防担当次長

県下で10番目というふうになっております。

○小松消防担当部長

補足させていただきたいと思います。

23年度も先般県のほうから発表されております。病院収容までにつきましては、光地区消防組合が8位ですね、12消防本部中8位です。で、35.8分でございます。

それから、現場到着までにつきましては、5番目ということで8.3分というふうに表示されております。

○森戸委員

わかりました。先ほども申し上げましたけど、これから高齢化時代で、恐らく救急搬送に占める65歳以上の割合というのは相当高いんじゃないかと思うんですが、ぜひその程度の数字は認識をしておいていただきたいと思います。

で、高齢化時代を迎えるに当たって現在のその人員、消防の人員ですね、は今後適正といえますか、今後ふえていく、もしくはふやしていく傾向なのか、人員及び資機材でございませうか、その辺の考え方というのはどういうふうな考えをお持ちでしょうか。

○小松消防担当部長

いわゆる消防力の観点から消防職員の数というお尋ねだと思います。

救急につきましては、平成17年に過去最高の数値を記録しまして、それから後やや下降気味でありましたけども、この23年、24年でまたふえてきております。24年は、恐らく17年に匹敵するような数になるんじゃないかなというふうな考えております。

一方で職員の数でございますが、消防組合を結成した当時、昭和48年以降順次定数をこうふやしてきておりまして、今現在113人になっております。今、実員が112人で、実のところ職員を一度にこう補充して、例えば、10人とかいうのを一度に補充すると年齢層が偏るというおそれがありましたんで、従来からできるだけ計画的に、年齢層がこう均等になるようにということで採用してきております。その関係で、今まで113の定数までまだいったことがありません。今112人で、ことし、来年あたりでもう113、何とか持っていきたいなと思っております。

消防力につきましては、各消防本部ともその消防のいわゆるニーズとの兼ね合いの中で、今まで想定し得る、あるいは起こり得る災害についてで何とかこうやりくりしてきているのが実態じゃないかと思っております。委員さんお尋ねのように、多いければ確かにその消防力は上がっていくんだろうと思っておりますけども、現時点で早急にこう人員をふやさないけないということは、今、考えておりません。

○森戸委員

わかりました。想定するに、やはりのその割合というのは高まっていくでしょうから、その辺も考え合わせながら人員の管理をお願いをしたいと思います。

次に、総務に行きます。小規模事業者の登録制度が11月の広報に募集を、事業者の登録をしたいという人の募集されておられて来年度から始まるということで、大変、この制度を導入されるということに関しましては、本当にありがとうございます。仕組み自体が10万円以内といいますか、の部分に限ってというようなことであつたんですが、その10万円というラインを決められた経緯は何でしょうか。

○林入札監理課長

小規模修繕希望者登録制度の対象金額につきましては、今まで6回ほど内部協議を行いまして、幾らにするかというのを議論をしまりました。平成23年度の修繕の中で、10万円未満の修繕件数が1,077件ございまして全体の約8割を占めております。また、光市財務規則112条によりまして、10万円を超える随意契約を締結しようとするときは2者以上から見積もりを徴することというふうになっていることございまして、事業開始をする25年度につきましては、10万円を対象金額といたしました。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。とりあえず始めてみないとわかりませんでしょうから、ちなみに、20万円と30万円のラインで行くと金額は、件数的なものほどのぐらいになりますか。

○林入札監理課長

10万円から30万円までの件数が163件でございます。率にして約12%、ですから、30万円未満であれば、全体の約90%を占めております。

○森戸委員

わかりました。理解をいたしました。

最後に、選管のほうにちょっとお尋ねをいたします。

これ、一般質問の続きの部分があるのですが、「郵便での不在者投票が9人しかおられない」という答弁がございました。実際には、介護度の5で283人ですか、要介護4で282人、で、障害者手帳を持っていらっしゃる方で1,800数十名というようなことのがございますけれど、そういった中で、施設で投票される方ももちろんありますが、郵便投票自体たったの9人ということで、かなり低いといいますか、思った以上に低い数字ではないかと思えます。

「国に対して要望する」という御答弁もありましたが、国の部分はその境にいる、範囲についての部分だろうと思えますので、実際のところは、そういった方がたくさんいらっしゃるという状況で、そういう人たちにどういうふうに働きかけをしていくかの部分は、市の選管の中でできることだろうと思えますし、どういうふうに調査をしていっ

たらいいかも含めて市の選管の仕事ではないかと思しますので、ぜひ、その辺の調査から始めてみられてはいかがかと思うんですが、見解をお願いします。

○坂本選挙管理委員会事務局長

委員さんのほうから、今説明がございました要介護5は、280人前後かと思えます。身体障害者手帳の関係でございますが、トータルでいえば1,800人、この郵便投票に該当される等級でいきますと600人前後かと思えます。

委員さんが、本会議でもおっしゃいましたように、選挙管理委員会といたしましても今後福祉サイドとどういったことができるのか、どういった周知ができるのかというあたりを、御本人のプライバシーの問題も含め検討してまいりたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。一番は、投票というのは参政権の行使でありますので、行きたくても行けない人というのが一番困っておるということでもありますので、その辺を探ることができたらと思ってこういった質問をした次第でありますので、ぜひ福祉と協議をしていただけたらと思えます。

○梅本消防担当課長

先ほどの65歳の患者数の割合でございますけど、23年度ベースでの数字でございますと、光地区消防組合管内全体で約59.8%が65歳以上の患者数ということでございます。

○加賀美委員

人事評価制度というのは今どういう状況ですか。そのとこちょっとお尋ねしてみたいと思えます。

○中村総務課長

人事評価制度のお尋ねですが、平成22年度から能力評価というのを試行的に導入して現在に至っております。今年度、下半期になりますけど、職員の仕事の目標を立てて、その立てた目標についてどこまで仕事できたかどうかという業績評価、これを現在試行で下半期導入しておるところでございます。

○加賀美委員

それは給与に反映させるのか、それとも勤勉手当ですかね、これに反映させようとしてるのか。だから、基本的には能力評価してその成果を何らかの形で給与に反映させんにゃあかんと、そういう場合、どういうふうな考え方しておられるんか、ちょっとお尋ねしてみたいと思うんですが。

○中村総務課長

現在、試行段階でございますけど、給与に関してはまだ反映はされておませんが、将

来的にはそのあたりのことも考えていかなければいけないというふうには思っておるところでございます。

○加賀美委員

じゃあちょっと視点を変えまして、いわゆる勤勉手当ですね、夏と支給されます、この勤勉手当の評価を、評価ちゅうんじゃないんですかね、勤勉手当の時点、給与掛けるその率があって、役職者の方があって、それがこうこうしかじかであれが決まるんですけど、いつ現在の肩書で決まっていくのか、ここら辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○中村総務課長

勤勉手当でございますが、基本的に6月と12月に支給をしておりますが、6月支給分につきましては、12月の2日から6月1日までの期間でございます。

それから、12月の勤勉手当につきましては、6月2日から12月1日までの期間を勘案して支給しておるというところでございます。

○加賀美委員

確かに、民間の場合は、例えば10月から4月までの期間中の評価をして6月の賞与に反映すると、4月から9月までの業績をあれして12月の賞与に反映するという形、だから市の場合も一応12月の2日から6カ月ですね、1月1日から6月末じゃないんですか。その辺はどういうふうになってるんですか、6カ月、6カ月は。

○中村総務課長

ただいま申し上げましたように、6月支給分につきましては、6月1日が基準日となりますのでその前6カ月となりますから、12月2日から6月1日まで、12月支給分につきましては、12月1日が基準日となりますので6月2日から12月1日まで、この間を見るということでございます。

○加賀美委員

こういうやり方をこれから人事評価制度で能力査定をしてやる場合には、なかなか難しいと思うんですよ。やっぱり期間を区切って、例えば4月から9月までと、そうしてその評価をした後に12月の勤勉手当に反映すると、そういうふうにしていかなければ、いきなり終わっちゃってすぐ支給ちゅうのはなかなか難しいと思うんですよ。その辺はまた今後の検討課題じゃないかと思うんですけど。

その前にお尋ねしたいのは、じゃあ例えば、その12月から6月の間に、10月ごろに、例えば前任者に何かあって昇格したと、そういう場合の賞与はどういうふうに計算しているんですか。途中で昇格、まあ、降格も中にあるかと思えますね。その場合の計算はどういうふうにしているのかお尋ねします。

○中村総務課長

今、具体的なお話ございましたが、12月の賞与につきましては、12月1日が基準日でございますので、12月1日現在のその者の役職で計算をしております。

○加賀美委員

これは株式会社光としては変えていかんにやあかんと思うんですよ。やっぱりその期間中の、例えば、10月に係長から課長になった、10月までの評価ちゅうのは係長なんですよね。そして、10月から12月の間に課長になられたらこの係長の期間と課長の期間ちゅうのをきちっと分けないと、民間は確実にそういうふうに分けてるんですよね。途中で変わったらそれまでの計算で、それから後はそれで計算しておかないと不公平になっちゃいますね。その時点で課長だったから課長の給料ベースで計算するというのは。

いや、例えば、課長だった人が係長に降格されたらその時点で係長だから係長で計算するちゅうのは、これは非常に不公平だと思うんですよ。そのあたりがきちんとした期間の設定で計算をしていくという方法をとっていかないと、どうもこのあたりはなかなかうまくいかない、公務員ちゅうのはこんなことをするのかなと。

大体人事異動ちゅうのは3月末、4月1日から、これがベースになっておりますから、そういう意味じゃあそんなに異動はないと思うんですけども、あるいは途中で異動があったり、降格・昇給があった場合に今みたいな計算のやり方すると、これはちょっとおかしくなるんじゃないかと。だからその期間中に、10月なら10月までは係長だったら係長ベースの賞与、そして残りの2カ月分は課長の賞与と。給料も一緒ですけど、そういうふうにしていかないと、そういうきちっと分けていくちゅう形をとっていかないと。これは適正な人事評価はできんと思うんです。

だから、今、能力主義をとろうという形でやられて、どうやってやっていくのかなと、まだ試行期間ですけども、最終的にはやっぱりきちんとした基準を設けていかないとうまくできないと思うんですよ。この辺について、御所見を聞きたいと思います。

○中村総務課長

期末手当・勤勉手当につきましては、基礎となる給料月額、これがまずあります。その基となる給料月額に一定の率を掛けていくわけなんですけど、その基となる給料月額、例えば、10月に昇格された方におきましても12月1日でもらっておるのは昇格後の給料でございますので、その12月1日でもらっておられる給料に一定の率を掛けていくというようなことになっておりますので、先ほど申しましたように、例えば、課長で12月に昇格した、そうすると12月1日では課長の給料をもらっておりますからそれに一定の率を単純に掛けて支給しておりますから、先ほど私が申し上げましたようなことに、今、なっておるわけでございます。

○加賀美委員

だから、「それがおかしい」と言ってるわけです。たったまだ2カ月で、まあ、1日

でもそのときに上がってたらそれで払うと、だって前は係長の仕事しかしてないんですよ。市民感覚から見れば、係長しかしてないのにちょっとだけ、そのときに課長に上がってたら、何で今まで係長の仕事しかしてないのに課長のボーナスを出すんだと。だから、そういうことをきちっとやっていかないと、よく考えていかないと、おかしい制度になっていくと。これ、公務員全体がそういうふうになってるんなら仕方ありませんけど、やっぱり、例えば、先ほど言いましたように、12月1日にいきなり昇格にされて2日の日に計算根拠になったちゅうたらね、課長、課長たった1日しかやってないのにね。それで課長のボーナス払うて、そんなばかな話ないですよ。これは株式会社光市とはいえない。依然として公務員のやり方だと思うんで、そういうところも十分、これから検討してみてください。わかりますか。

○中村総務課長

今のお話ですが、光市だけではなくて、これ、全て地方公務員の場合は国家公務員に準じて支給をしており、これは全国一律こういったやり方をしておるということでございます。

○加賀美委員

やっぱり今はそういうふうな組織改革がずうっと行われつつあると、常識に合わないことは直していこうと。やっぱりこれは地方公務員だって国家公務員だって、今後そういう話はどんどん出てくると思うんですよ。たった1日しか役職をしてないのになぜそんなとき出さんにゃいけんかと。だって、前は係長だったと、ずうっと6カ月は。たった1日だけ課長になったら課長の計算で賞与を出すって、そんな不合理な計算方法はないと思うんですよ。こういうところからやっぱりちょっと検討してみていただきたいと思うんです。

きょうは、ちょっとそういう提言だけでございますので。今後ちょっとその辺を、やっぱり公務員制度は全般的に変えていかくちやならんちゅうんなら、これは国だって一緒だと思うね。大臣にきょうなったからずうっと大臣の給料、ボーナスをぼっと出すというのと、前の大臣は全然出さんちゅうようなことがあったらおかしいでしょう。6カ月間大臣やっちゃって12月にぽんと大臣交代になったと、その人には大臣のボーナスをぼっと出すちゅうのは、こういうやり方ちゅうのはおかしいと思うんですよ。

まあ、私はちょっとこの公務員の計算をきょう初めて聞いて、ああ、そんなことをしとるんかと。今まではちゃんとその業績について、前の計算、前の役職の計算をして新しい、1日なら1日分を課長で計算しとるものと思うとったら、今の回答を聞くと、どうも12月1日に昇格したら12月2日については課長のボーナスを出すというのは、これ、ナンセンスな話じゃないかと思うんですよ。まあ、その辺はちょっとまた御検討ください。

○木村（則）委員

それでは、1点入札に関する質問をさせていただきたいと思います。

これは、公共建築における設計業務の入札に関してなんですが、この4年間大型の公共建築といたしましては、里の厨、三島温泉、学校給食センター、最近では室積コミュニティセンターの基本設計の入札もございました。これはどれも6者、7者程度の応札があったというふうに記憶をしておりますが、そのような複数の業者が4回にわたる入札が行われておりますけれども、落札業者が決まって同じであるという実態に、何かしらこう不自然さを感じるものであるわけですが。もっといえば、設計業務に関しては、基本、実施、設計、管理と、それぞれたしか別々の入札が行われていたであろうと思います。必ず同じ落札業者であるということに関してその不自然さをちょっと感じるわけですが、それが妥当であるということであれば、まあ、ちょっと、納得のいく説明をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○林入札監理課長

建築工事の入札に関するお尋ねと思いますが……

○木村（則）委員

設計業務ですよ。

○林入札監理課長

設計業務でございますか。設計については所管から入札の依頼がございましたら、建設コンサルタントの登録業者の中から指名をいたしまして競争入札をしております。適正な予定価格を入れて適正に入札をされているものと判断をいたしております。

○木村（則）委員

私はちょっとあくまで市民感覚での質問ではあるんです。その6者、7者程度が、ちょっと例えはよくないかもしれないですけども、じゃんけんをして必ず同じところが勝ってしまうというような、例えがちょっと不適切かもしれませんが、そういうふうにちょっと思うわけですけども、当然おっしゃるのはわかります。今回でいえば、室積コミセンに関しては1,000万円に対して750万円、一定の競争原理の働いた応札が行われている。がしかし、それ以前はある程度予定価格に近い金額で落札もされているというふうに記憶しておりますけれども、ちょっと、私のその市民感覚のニュアンスは伝わってますでしょうか。

○林入札監理課長

私どもといたしましては、あくまでも登録名簿によって指名さしていただいて適切に計算されて応札があったと判断をいたしております。

○木村（則）委員

わかりました。今後ちょっとまたいろんな資料も整えて質問もしてみたいと思いますけれども、入札監理課としては業務としてただそれを遂行するということのみであって

はいけないだろうと、本来の公平性である競争性・透明性といった目的を、ちゃんとこう遂行されているかどうかという精査が必要かなと思います。もちろん、これまでもさまざまな業種の入札を見てくるに、まあ、これはちょっとどうなのかなというのも幾つかは見受けられるとは思いますが、それに対して、どう対応していくのかというのが一定の課題ではあるかというふうに考えております。

○四浦委員

入札監理課の質問があったんで、続きまして、ちょっとこれは教えてください。

23年度の決算で見ると、今やるのはちょっと場違いでもありましたが、この場に出てきて入札監理課長とやりとりするのは初めてになりますもんですからお聞きしますが、物品の落札率が前年、前々年度に比べると極端に落ち込んでるんですが、72.56%というふうに落ちてるんですが、何かこう秘訣があったんでしょうか、何か理由があったんでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

質問を変えます。

今、入札等にかかわって公契約、公の契約という制度が全国的に広がってきたんでしょうか。千葉県の野田市を発祥にしたのかどうか、相当議会等でも議決が全国的に広がっているようであります。

これはどういうことかという、その官製のワーキングプアというような形で、なかなか仕事が欲しいからこう、落札率が非常に低くなるという傾向があって、光市でもその改善を進めてきました。先方の、例えば労働条件、特に賃金、そういうものが一定の規制を加えて、官製ワーキングプアを抑えていくというふうな形ですね。で、あわせてやっぱりその、低けりゃ低いほどいいちゅうわけじゃありませんで、工事なりやる場合もその品質保証というものをやっていこうということなんです、ちょっと事前に通告をしておりましたから、光市としてもその公契約について研究をされてる部分があれば、どういうふうに受けとめているかということをお尋ねしたいと思います。

○林入札監理課長

千葉県野田市の公契約の条例につきましては、低入札等によって労働者がしわ寄せがないような形で適正な労働条件確保を目的にされたというふうに聞いております。

光市におきましても、低入札制度を導入しておりますが、これはあくまでもその入札金額でちゃんとその品質確保はされてるとというのが目的でありますし、それによって下請けにしわ寄せが行かないというふうな判断基準も示されておるところでございます。

野田市の条例につきましては、よく勉強をさせていただいて調査研究していきたいと考えております。

○四浦委員

余りまだ、研究はしていきたいという話でしたから、また次回に譲りたいと思いますけども。実は、市の入札監理課の出された文書の中に、光市公共工事コスト縮減進行度計画、平成20年6月の日付で出されているものがあります。この中には、「不当なしわ寄せ防止」という項目もありまして、その中で、ちょっと簡単ですから読み上げてみましょう。「コスト縮減の裏づけなしに下請け企業、資機材供給者、労働者等が不当なしわ寄せをこうむるような状態が生じないようにしなければならない」、このことそのものは公契約の精神を酌みとった文章だと思います。全体的には、なかなかそうはなっていないですね、この文章は。コストをいかに抑えるかということになってますが、一文こういうことが加えられておりまして、それが受ける側からしたら救われるんですが、まあ、いま一つ、研究した成果をまた次回の委員会でもお聞かせをいただければと思います。